

第百三回 参議院文教委員會會議錄第二号

昭和六十年十一月二十六日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 林 寛子君
理事 杉山 令麿君
柳川 覺治君
粕谷 照美君
吉川 春子君

委員 井上 裕君
山東 昭子君
世耕 政隆君
仲川 幸男君
林 健太郎君
林 道君
真鍋 賢二君
久保 亘君
中村 哲君
本岡 昭次君
高木健太郎君
関 嘉彦君

國務大臣 文部大臣 松永 光君

政府委員 臨時教育審議會事務局長 齋藤 諒淳君
文部大臣官房長 面崎 清久君
文部省初等中等教育局長 高石 邦男君
文部省教育助成局長 阿部 充夫君
文部省高等教育局長 大崎 仁君

文部省高等教育局長 國分 正明君
文部省学術國際局長 植木 浩君

事務局側 常任委員会専門員 佐々木定典君

説明員 警察庁刑事局保安部少年課長 根本 芳雄君
厚生省健康政策局医事課長 佐野 利昭君

参考人 臨時教育審議會委員長 岡本 道雄君
臨時教育審議會第一部会長 天谷 直弘君
臨時教育審議會第四部会長 飯島 宗一君

本日の會議に付した案件
○教育、文化及び學術に関する調査
(我が国の初等中等教育及び大學教育の水準に関する件)
(醫師、齒科醫師の臨床研修に関する件)
(醫學教育における医の倫理の重要性に関する件)
(初等中等教育における生命尊嚴についての教育に関する件)
(學校法人福田學園の運営に関する件)
(大學入學資格檢定試験の現状及び年齢制限に関する件)
(子供の非行化に対する日本弁護士連合会の報告書に関する件)
(國立、私立中學校の難解な入試問題に関する件)
(臨時教育審議會における審議状況に関する件)

○日本体育・學校健康センター法案(第百二回國會内閣提出、第百三回國會衆議院送付)

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員會を開會いたします。
教育、文化及び學術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○高木健太郎君 初中教育の教育到達度といひますか、そういうものにつきましましていろいろこれまで調査機關がございまして、かなりデータがそろつておるようございまして、それを見ますと、日本の教育といふものは諸外國に比しまして非常に高水準にあるということが言われております。

○高木健太郎君 今後そういうことをなさるお気持はございませうか。というのは、今後臨教審におきまして大學教育の改革もまた考えておられる

○政府委員(大崎仁君) 大學レベルでの教育の到達度と申しますか、学力の水準等につきましては組織立った國際的な比較研究といふのは現在はいないかと。高木健太郎君、今後そういうことをなさるお気持はございませうか。というのは、今後臨教審におきまして大學教育の改革もまた考えておられる

と申すわけですが、そのためには、どこが悪くてどういふ点が改革すべきであるかといふことをあらかじめ知つておく必要があるかと思ふのですが、そのような御意向がございませうかどうかお尋ねいたします。

○政府委員(大崎仁君) 大學の教育につきましては初等中等教育と異なりまして、分野あるいは専門の度合いといふのが非常に多様でもございまして、また大學のあり方につきましては各國の國情の相違といふものもございまして、小中レベルでの比較研究といふような形で調査といふのは非常に難しいと存じます。ただ、やはり我が國の大學教育を考へます際に、諸國の教育のあり方といふのは十分調査し、また参考にもすべきものといふふうに考へておりますが、やはりどうしても個別の事例調査といふようなことになるのではないかと存じております。

○高木健太郎君 専門別でも結構でございまして、そのうちの一つでもやはりある程度の私はデータを持つておかれることが必要ではないかと考へますので、機会があればそういうこともやっていただきたいといふことをここで希望をしておきます。

次に、第二回の國際の理科教育調査といふものが行われまして、国内でも教育研究所ですか、そういうところで日本は調べたわけがございまして、それによりまして、理科の学力といふものは小中では知識、理解がさらにこの前の検査のときから向上している。しかしながら、具体的な実験を行うテストの成績は受験期の中三におきましては極めて悪いと、そういう報告が出ておるわけですね。これは、各段階における入試がほとんどペーパーテストといふことに偏つておるからではないかと考へますが、それはどのように考へておられますか。

○政府委員(高石邦男君)

実験関係につきましても御指摘のとおりに知識面、理解の面の点数よりも低いわけでございます。ただ、これも国際間の比較がもうちょっと分析されないと、国際的に実験関係全体が低いのか高いのか、そのデータがございせんので、国際的なレベルの比較での結論は出しにくいわけでございます。しかし、御指摘のような傾向がございしますが、これはやはり大学入試の出題というのは、どうしても実験を伴うような出題というのは非常に困難でございしますので、そういうのも一つの原因ではなからうかと思ひます。

○高木健太郎君 そうではなくて、実は入試がペーパーテストであるので、入試にすぐ近い三年生においてはそういうことが手が抜けていくのではないかと、ということをお聞きしているわけでございします。

○政府委員(高石邦男君) そういう傾向もあろうかと思ひます。

○高木健太郎君 傾向ではなくて実際にそう出ているわけなんですから、それは考えるべきじゃないかと私は言っておるわけです。

高校の三年の成績というのは、学校における履修状況とは関係がなくて、予備校など学校外での勉強の時間というものと比例するという結果が出ております。これは予備校の学習法というものが学校の学習法とはどこか違うのではないかと、それはどのようにお考えでございしますか。

○政府委員(高石邦男君) 予備校の勉強の仕方とそれから学校の勉強の仕方は、予備校はどちらかといひますと受験ということを念頭に置いて展開するわけでございしますし、勢い大学の受験に有利な形の理科の勉強ということになるわけでございします。そういうことから、学校における正しい理科教育の展開という観点から考えると、実験等を伴うような内容の面については手薄な形での勉強が行われているという指摘はそのとおりだと思ひます。

○高木健太郎君 私が申し上げたかったのは、予

備校というのはいろいろ工夫をして先生も熱を入れてやっている、そういうところがあるんじゃないか、だから、そういう教育方法というところに学ぶところがあるのじゃないか、我々学校教育自身に反省すべき点があるのではないかと、ということをお聞きしたかったわけでございします。

次に御聞きしますが、今までお聞きしましたのは、一つはいわゆる実験的なものがだめだ、いわゆる実技というものはペーパーテストだけではなかなか出てこないということが一つですね。もう一つは、予備校的なものが、一方で弊害もあるでしょうけれども、家庭では自分の子女の教育のためにお金を払ってでも予備校に入れているというところは、文部当局としてもあるいは我々自身も反省しなきゃならぬことだと、そういうことを申し上げたわけで、これに関連して大学系の方においてもこのような傾向が見られるので、その前段階として今までお聞きしたわけです。

大学におきまして理科系の学部、特に医学部あるいは看護学部あるいは歯学部というところ、そういうところは卒業後国家試験というものがありまして、そのペーパーテストに通ればすぐに医師あるいは歯科医師あるいは看護婦として認められまして、そして今度は人体に直接触れる、人の生命を預る、こういう職業につくわけでございします。ほかの学部におきましても同様大切な職業ではございしますけれども、特に医科歯科系、看護婦というところは、人体に触れ、その生命を預かるという意味では、私は極めて特異な学部ではないかと思ひておるわけです。

そこでお聞きをいたしますけれども、医科歯科系にも、このころ大学を卒業してから、予備校があるというのを聞いておるわけですが、全国でどれくらい予備校があるかということなんです。その収容人員はどれくらいか、またそこを出た者の国家試験の合格率というのはどれくらいだろうか、これは文部省の管轄にはございせんので非常に調べにくいことかと思ひますけれども、そちらで調べておられる、把握しておられるデー

タがあればお聞かせ願ひたい。それを大学卒業したすぐの者と比べてどうであるかということも聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(大崎仁君) 専ら医師あるいは歯科医師の国家試験の準備のために教育を行う施設というものが存在しておりますことは、一部の雑誌の広告等によりまして我々も承知をいたしているわけでございしますが、どうも専修学校あるいは各種学校の認可というようなものを受けて行っているというものがほとんどございまして、現時点では、恐縮でございしますが、その実態を把握をいたしておらないわけでございします。

○高木健太郎君 これも非常に重要なことだから、ぜひ何かの機会にお調べいただいたらどうかと私思ひております。私たち自身がなかなか調べにくいところもございしますので、文部省からお調べになったらどうかと思ひておるわけです。

それからまた、大学自身の予備校化ということがございする言われているわけです。それは、国立や公立では私より多くはないと思ひますけれども、私の知っている範囲では、私立大学の医科系や歯科系では、最終学年におきましては、正常な授業というよりも、ほとんど国家試験の準備のための教育である、悪い言葉で言いますと、大学自体が国家試験のいわゆる予備校化しているというところを聞いております。その実態はどういうふうか把握しておられますか。

○政府委員(大崎仁君) 医師の試験というのは、本来医学部における通常の教育というのを十分履修をしておれば合格をするものであるというふうな理解をしておるわけでございしますし、またその意味では、大学の医学教育というものと国家試験というものの間には深い関連性があるということが基本にあるかと思ひますが、御指摘のようになら、それが過度に走りまして、いわゆる受験対策、受験準備的な教育が行われるということであれば、医学教育の本旨にたがうのではないかと、いうふうに考えております。

これはいわゆる大学の自治ということでもございしますので私どもつまびらかにいたしておりません。一般的に医学教育の問題につきましては、現在、私どももいたしまして、医学教育に関する調査研究協力者会議にお願いをいたしまして、さらに改善のための御審議はいただいているという状況にあるわけでございします。

○高木健太郎君 国家試験の合格率というのが新聞に発表されるわけでございします。それによって一般の人たちは医科系あるいは歯科系の大学の優劣を決めるというふうな傾向にございします。もしも悪ければ、私立の大学等では入学の志願者がそれによって非常に減少するということになります。それが私立大学の経営にも大きく影響するということになります。そういう意味で、私立大学におきましては入試に特に力を入れていることになつて、本来のいわゆる医学教育というものがひずみを受けるということをお聞きしているわけです。これをやかましく言いますのは、先ほども申し上げましたように、国家試験に通れば直接人体に触れる、生命を預かるという重要な職業柄であるので、そういう意味で、そのような予備校的な教育をやっているのかということをお聞きしたいわけなんです。だから、把握できません、大学の自治であると言つて、そのまま放置していいような問題とは少し違ふのではないかと、いうことを申し上げたかったわけです。

これは御存じのように、日本の医科系の大学あるいは歯科系大学を出ました学生は、米国の学生と比較しますと、学力はあるかもしれませんが、あるいは基礎的な知識はあるのかもしれないけれども、いわゆる実際に注射をしたりあるいは聴診をしたりあるいは人の体にさわるといふ実技、それを実技と申し上げますが、そういう実技が非常に劣っている。だから、そのままでではすぐに使えないような、そういう卒業生を出している。そして、医師国家試験を受ける、ペーパーテストを受けるわけです。だからして、卒業しただけでは、私は

○説明員(佐野利昭君) お答えいたします。
先生御指摘のように、お医者さんの教育につきましては、まず基本的には、各大学で十分技術研さんも積まれて御卒業いただくというのが基本でございます。その上で、さらに医師国家試験を合

○高木伸太郎君　そういうお言葉でございますけれども、指導しておる、あるいはそういうふうな勧めているということでもございまして、法律的にはその人は患者をさわつてもいいということでもございますから、ある場合には必ずそういうことが起こり得ると、その場合は責任は医師の免許証を上げた厚生省にあるんじゃないかと、私こう思うわけですね。だから、その前の教育、文部省における教育、そしてそれを国家試験でそれに法律的の権利を与えたと、そういうやり方に私は問題があるんじゃないかと。だから、大体やっておられますとか、あるいは八〇％は二年間ぐらひはやっておられます、あるいはあとは基礎の方へ行つて

御注文を申し上げるわけでございます。

アメリカやカナダなんかの臨床の実習を私も見てまいったことがございますけれども、日本で外来と言っているのはただ患者を診察するというだけで、治療も何もやらないわけです。診断をつけるというだけでございますし、そのデータはみんな病院の方でとる。自分自身がやるというようなことではございません。また、三直とかあるいは夜直というようなのも学生にはほとんどない。まあ三直はありますけれども、学生は余り三直には行かない。要するに臨床にはほとんどタッチしない。薬をどれぐらいやっていいかもよくわからない。そういう状態で卒業していくわけでございます。アメリカではエクスターンシップというのがあります。大学の中でもう既に患者をちゃんとつけられまして、そして指導者がついて実際の実技を行っておる。夜も遅くまで働いている。こういう状況でございますして、非常に訓練が厳しいわけでございます。だからして、したがって臨床実習の程度も非常に大きな差があるのではないかと。そういうことで、初めに大学の卒業生について特に一つの学科についても外国と比較されてはどうであるかと、そういうデータを持たれたらどうかと、そういうことを持たないで大学改革は進められないんじゃないかなというふうに私申し上げたわけでございまして、一方厚生省、一方文部省にその点はぜひお考えをいただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

で、大学を出てから、それで医師免許証を取ってからまた再び実技を教育するなんていうのは非常におかしなものでございまして、もしもそういうふうに必要なことで、医師となるのに必要なものであるなら、一年延ばしてでも実技の時間をきちんとかとるべきじゃないか、こう思います。ペーパーテストだけ通ればもう医師になってよいと、患者さわってもいいというようなことは、やっぱり教育の期限が短いというなら短い、やり方が悪いというなら悪い、どちらかをとらなければいけないんじゃないかなとこう思うんですが、御感想

はいかがですか。

○國務大臣(松永光君) 先ほどの先生のお話を聞いておりました。まことに私もたまたまという感じを私は深くいたしました。先ほどのインターン制度が廃止になって、国家試験を合格すれば、努力義務規定はあるけれども、指導者の実技についての指導を受けないでも医師になれるというこの法的な仕組みについては、なるほど八〇%程度は指導者の指導を受けて、二、三年受けて、それから実際の実技については、残り基礎の研究に進むとか、あるいは関係した事務につくとかという事で、指導者の実技についての指導を二、三年を受けないで、すなわち努力義務を果たさないで実際の医療活動に入る人はほとんどないという事でございまして、先生御指摘のとおり、絶無ならいんだけれども、ほとんどないという事は幾らかはあるという事でございまして、努力義務という規定があるだけでよろしいもんだらうかという感じを私は持ちました。しかし、私の所管ではありませんで、これは厚生省の方でよく研究していただくことではなからうかというふうに私は思ったわけであります。

それから、大学の教育のあり方につきまして、これは大学自治との関係もあるわけであります。やはり先生の御指摘の点もあろうかと思ひますので、今後関係者の間で十分これは研究しておいていただかなければならぬ課題ではなからうかというふうに思つたわけであります。

なお、ちょっと話は別のことへそれますが、医師の国家試験のほかに、私もその門をくぐってきたんですけれども、司法試験という制度がございまして、これも実際問題としては我々のときには在学者が相当合格できおつた。今では在学者がほとんど合格できないという状況が出てまいりました。そして、多くの受験希望者が在学中あるいは卒業してから後、その司法試験を受けるための特別の予備校みたいなところに多くの人が行つていふというふうな話も聞いております。昔は、大

学の中に先輩たちが中心になつてあるいは若手の先生方が指導の主任になつて、司法試験のための法律の勉強をその大学の中で、そういう仕組みでやっていたのだとおつたわけでありまして、大学の中での先輩や若手の教師を中心にした指導体制よりも、民間の方のそのものずばりの勉強をする学校の方がどうも合格率がいいという話も聞いておるわけでありまして、それが東京に二つ、三つあると聞いております。そしてその結果、この間も六十年年度の司法試験の合格者の関係でだんだん合格者の年齢が高くなつてきておる、そのことが、これは担当は法務省でございまして、高くなつてくること、いろいろ新たな問題が出てきておるといふことで、何か研究に入られるような話も聞いておるわけでありまして、さういふことで、国家資格という事で試験がある場合には、どうも競争が激しくなつてまいりますというところ、大学教育だけでなかなか試験に合格できないという、そういう傾向が出てきているような感じがいたします。

そこからは試験制度、国家試験の制度のあり方との関係でこれは検討すべき課題ではなからうかというふうに思つたわけであります。特に、先ほどの司法試験の関係は法律の分野でございまして、けれども、実際の話、大学の四年生で、東大の場合でも司法試験の科目は全部は終わつてないというふうな聞いております。講義が、したがって、留年をしなれば全部が終わらぬみたいな話もあるようでありまして、これは、法律の中で基礎的なものだけの試験ならばいいんでしうけれども、競争が激しくなるという、より複雑な法律問題を試験問題に出すということになつてきますというところ、大学の教育を受けているだけでは合格できないというふうな結果ではなからうかというふうな思われる節もあるわけでありまして、その意味では、大学の教育のあり方、現在の原則二年一般教養、そして後期二年が専門の分野というふうな切り方をそのまま踏襲していいのかどうかという問題もあるかと思つたわけでありまして、いずれにせよ、これからの大きな検討課題であらう

というふうに思つたわけでありまして。

○高木健太郎君 確かに大学というところは昔からよく学問のうのうをきわめと言ひましたので、非常に基礎的なあるいは抽象的な問題を勉強して頭を鍛へるわけですから、実際の知識はないけれども、今後発展していく、開発する創造的な基礎は日本の大学は十分与へておるんだと思ひます。そういう意味では、すぐにはお役に立たぬけれども、将来は非常に立派な医師なり歯科医師なりになる、そういうことを考えて教育をやっている大学は私は多いと思ひますけれども、ただ、今の司法試験も直接人の利害に関係することとして、人の一生に関係することでもございまして、医療の一生に関係することでもございまして、あるもので、すし、だんだんこれから国民の医療に対する意識が高くなりますからして、医師のやつたことに對しておかしいじゃないかというやうなことを考へておる。現在医師に対する信頼度というものはかなり低いわけですね。そういうことから考へても、より大学における教育、それから国家試験のあり方あるいは大学の修業年限、あるいはインターンシップをどう取り扱ふかというやうなことをもう少し考へておかねばなりません。医師に對する信頼度が落ちていくということになるのじゃないか、こう思つて御質問申し上げたわけですね。

そこで、医師と歯科医師の数のことですけれども、今歯科系の大学が二十九校ですが、そして定員が三千三百八十人ぐらゐ、人口十萬当たり五十人というところが適正の数ではないかというふうに厚生省ではお考えのやうです。ところが、この数は大体五十五年にはもう達成されております。現在、一人の医師当たり二千人の国民だったわけですが、今では千八百人ぐらゐになつておられます。すし、大都會では恐らく千人を割っているんじゃないかというふうに私は考へておるわけですね。このままふえますと、昭和百年ぐらゐには現在の二倍ぐらゐになるんじゃないか、密度が、そこで、厚生省でもこのことをいろいろ考慮されて、それは少し多過ぎるというふうに考へられたんで

しょうが、大体五十人に決めたという、五十人ぐらゐというのは大まかな数字でよいけれども、そう大した根拠があるやうな数字ではないと思ひますが、しかしながら余りにも、二倍になるというやうなことはこれは考へなげなからぬことですからして、厚生省の諮問機関で将来の歯科医師需給に関する検討委員会というのをおつくりになつておるやうですが、そこで今現在、どういふやうな計画を持っておられるか、そのことをまずお聞きしたいと思ひます。

○説明員(佐野利昭君) 先生御指摘のやうに、医師並びに歯科医師につきましては、厚生省が当面の目標といたしておりました、医師につきましては人口十萬単位で百五十あるいは歯科医師につきましては人口十萬単位で五十という数字を既にオーバーいたしております。このまま推移いたしますと、確かに今もお話ございましたやうに、昭和百年には倍の数になるという事でございまして、で、医師数に関する検討委員会あるいは歯科医師数に関する検討委員会と、それぞれ検討委員会を設けまして検討を進めております。

これらにつきましては中間意見が先般出されておりました、中間意見におきましては、とりあえずのところでは、中間意見におきましては、とりあえずのところでは、昭和七十年を目途として新規参入を一〇%削減をするやうな方策を講ずるやうに、また歯科医師数につきましては同じく昭和七十年を目途として二〇%を削減すべきであるという中間意見が出ております。

しかしながら、その具体的な方策につきまして、これは厚生省だけでは講じられない問題でもございまして、関係各省と相談しながら何らかの方策を講じなければならぬ。したがって、厚生省ではこの提言を受けまして、将来の医師、歯科医師数の削減について、文部省を初めといたしまして関係御当局にその具体的な方策につきましても協議をし、進めてまいりたいというところで御相談を申し上げておるところでございます。

○高木健太郎君 文部省にお尋ねしますけれども、今お聞きのように厚生省はそういう計画を持っておられる。文部省はこれに対応していかんやならないわけですが、文部省としてはこれに対応してどのように対応なさるおつもりですか。

○政府委員(大崎仁君) ただいま厚生省の方から御答弁がございましたように、医師、歯科医師の需給状況につきましての中間的な報告がなされまして、私もそれを検討を十分いたしておるところでございます。

ただ、なお中間段階の御意見もあり、かつ種の検討すべき要因もあって引き続き検討がなされつつあるということでもございますので、私もいたしましては、現時点におきましては、当面、そういう大きな過剰基調ということを念頭に置きながら、各大学の医学教育の状況あるいは条件の充実というようにもあわせ考えて、個別の対応というものをいたしておるわけでございます。

具体的に申しますと、明年度の概算要求におきましては、医学で二学部各二十人を、国立大学でございすが減ずる、あるいは歯で二十名を減ずるといふようなことで、一応の対応はしておるわけでございます。

ただ、全般的需給を見通しましての計画的な対応ということにつきましては、なお厚生省の御検討がさらに熟するということをお願いいたしますとともに、並行して厚生省その他関係方面と十分緊密な連携、協議を重ねて、今後、全体的な考え方というのを整理をしなければならぬというふうなことをお聞きしておるわけでございます。その際に、医学教育あるいは歯学教育の目的、あり方というものも含めて包括的に検討すべき課題ではないかというふうなことをお聞きしておるわけでございます。

○高木健太郎君 そこで、二つばかり御注文をというか、私、要望を申し上げたいと思うんです。国立では、たとえ医科系で一〇%、あるいは歯科系で二〇%減りまして、やや学生一人当たり

の積算値が、積算校費が下がるというぐらいで、大きな私、ダメージはないと思います。しかし、私立大学におきましては、歯科大学では六年ですが、一人三千万ぐらいかかるんじゃないかと思うんです。それが二〇%減るということになりますと、百人のところは二十人減る、大体それくらいになりますね。そうすると六億の収入減になるということになるわけですね。そういうことで、その六億を今度は残った八十人の人から徴収しなければ経営がやっていけない。というのは、教官や事務員の数を学生が減ったからといってそう減らすわけにもいかないでしょう。設備がそううんと減るわけでもない。となると、残りの八十人の方に授業料の値上げという形でいくのではないかと私は思っております。その点いかがでしょうか。もしもそういうことになるならば、私学助成金を希望している私立大学に対してはある程度の補助を出してやるべきじゃないかというふうに私は思っております。この点について文部大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、お医者さんの場合ですけれども、医師の場合も同様のことが言えるわけですね。けれども、今のように入成金を幾らか上げていくと、そっくりとは言わないまでも幾らか上げないという、また経営難から来るいろいろの問題がここできこってくる。

それからもう一つは、医師の場合、現在でも実は基礎系の医師というものは非常に少ないわけですね。特に解剖とかその他余り医学と直接関係のないところは八〇%から六〇%は他学部の出身。例えば農学部、理学部等の卒業生あるいはODあたりが助手等になっているわけですね。そして、それは医学を全然学んでない人が解剖学なんかやりますから、学生に解剖実習をするといつても経験がないわけなんです。そういう意味では適正でない助手ができていくと、その人たちが将来は指導者となり、解剖の教授となっていくかきやならない人なんですけれども、それを教授にするのは非常に困難であるというふうな形にあるだろうと思うんですね。それで、学生を削減しますと、ただでさえ少ない卒業生の中で、ほとんど全部が臨床系の学科に入りまして、基礎系へ行く人物がどんどん減っていくんじゃないか。そうすると、基礎医学振興という意味では非常にゆゆしい問題じゃないか。将来の日本の医学の進歩に対して非常に重要な、重大な影響を与えるのではないかと、こう思いますので、今の定員削減につきましては、外向き、社会的にはそれで結構だけれども、大学の内部から考えると、残りの人の負担が増、それと基礎系の学科の衰微ということにつながりはないか、こういう心配をしておるわけですが、その点について文部大臣の御所見を承りたいと思います。

○政府委員(大崎仁君) 医学部の教育というものが臨床医師の養成ということだけで行われるという考え方を必ずしもとらずに、一つは基礎医学、あるいは、さらに発展しつつあります広い意味での生物化学の研究者というものの養成もあわせ行っているというふうな理解した場合には、医学部の定員をどう考えていくかということも先生御指摘のように検討すべき重要な課題ではないかというふうなことをお聞きしておるわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、将来何らかの意味で医学部の定員の調整の必要性ということがはつきりいたしました場合には、やはり国公立を通じての対応ということが必要になってまいろうかと存じます。

私学につきましては、現在も私立医科大学協会等におきましていろいろその点についての御検討もされておるといふふうに承知しておるわけでございますが、やはり特に私立大学の場合にはこの問題が経営問題に及ぼす影響というところは十分考えていかなければならないというふうには意識をいたしておるわけでございます。ただ、現時点ではどのような対応をすべきかという具体的な検討にはまだ現在入っていないというのが実情でございます。

○高木健太郎君 今の件も、定員削減というときに外ばかり見ないで中を見て、しかも将来を眺めて定員削減というものを考えていただきたい、こう思います。

それからもう一つは、理学部その他でもそうですが、ああいう理学系のところは若い人が新しい創造的な研究をする可能性が非常に強いわけですね。ところが、現在、理学部等の学部では非常に研究者が老齢化してしまっていて、というのははかばかしい。これはこの前もお聞きしましたように、ODがいっぱいいるわけですね。五千人ぐらいOD、いわゆる博士号を取った人が、オーバードクターが五千人ぐらいもうおるわけですね。古い人が残っているという格好になっていて、人事がうまく動いていないということが私非常に大きな原因だと思ふ。これは日本の将来のサイエンスの振興にとりまして非常に私憂慮すべきことであらうと思います。特にそういう理科系の場合は若くなければいけないということがあるんじゃないか、こう思います。

そういう意味では大学、これは一般的に全部考えまして、大学の教官というものは教育公務員でございまして、それで公務員でございまして、いわゆる定年制がしかれておるといふことで動きがとれなくなっている。要するにリジッドである、人事がリジッドである。だからして任用が硬直化しているということがあるんじゃないか。これがまた国際的にも非常に閉鎖的な状況を生み出して、例えば留学生なり外国から来ている人で立派な人がいるといつても、それがなかなかそこへ入り込むことがない。若い人が入り込めないと同じように外国の優秀な人をそこへ採ってくるということができない、こういうことになっているんじゃないかと。これ、何かお考えになったことがございしますか。いわゆる、教育公務員というのは普通の公務員と少し違った採用の仕方というふうなものは考えられないかということなんです。

○政府委員(大崎仁君) 先生、御指摘のように、最近の財政状況からの厳しい定員事情等もございまして、研究者が高齢化しつつあるというのが一

つのが国の大学の教育研究体制の上で問題になつておるわけでございます。

それで、私もいたしましては、基本的にはできるだけ研究者の流動性を高めるといことが一つは必要ではなからうかということで、関係者いろいろ話し合ひいたしておるわけでございますが、ただ、一つの考え方といたしまして、これは先般の行政改革審議会における、答申における科学技術関係の指摘にもございましたように、短期の任用制度というものを導入することによりまして外部との人事交流ということに一つの道が開けるのではないかとというようなことも、まだ全く検討の段階ではございますけれども、そういうようなことも考えております。また、学術国際局関係でいろいろ研究員、フェローシップの活用というようにもあわせて努力はしつつあるというのが現状でございます。

○高木健太郎君 短期任用制度とあるのは今のうちにフェローシップをもっと拡大していくというように、これは非常に私にいいことだと思ひますので、ぜひ進めていただきたい、こう思ひます。

もう一つは、文部省から出ている科学研究費でございます。あれは消耗品だとか設備費とかそういうものに使うことができますけれども、人件費にはあはれ使えないんですね。外国ではファンドとかグラントをもらいますとその他の幾らかは、二分の一か三分の一か知りませんが、ほとんどそれは人件費に使うことができるわけですね。そのために、諸外国にこれだと思ひ人に募集をしまして、いい人を集めて自分のところで研究をやらせるといふようなことをやっているわけですね。もちろんフェローシップもありますけれども、それ以外に自分自身のもつた金でそういうことをすることができるといふことなんですね。民間から出ている、財団とかから出ているお金ならばあるいはそれはできるかもしれないけれども、それでは少し不安定である。そこで、科学研究費の中で、一人幾らになるかわかりませんが

ども、そういう科学研究費を人件費の一部を充てることができるといふようなことができないかどううか、それをひとつ御検討いただけたらませんか。そんなことをお考えになったことがあるのでしょうか。

そうして、そうすれば、日本の理学部なんか出たODの人も予備校とかそういうところの先生になつたり奥さんが看護婦で働いたりして、せっかく国家が養つた立派な才能がそこにむさむさ消えていくわけですから、そういうことでなく、その人の好きなことあるいはその人の得意なこと、そして日本の科学振興というものに私は十分役に立つのではないかと、そういうことをもうひとつお考え——短期任用以外に科学研究費あるいは助成金というようにものをそれに活用できるような制度をひとつお考えいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(植木浩吉) ただいま先生から御指摘ございましたように、研究費の中で特に科学研究費補助金につきましては人件費を支出することができないものだらうかということでございます。これは諸外国の例などもございまして、私どもとしても従来からいろいろと検討をしまして、私どもとしてございまして、やはり正式な雇用関係というものが生ずるようなことになりまして、いろいろ労働基準法等の適用を受けることになったり、あるいは各種の保険を支払わなければならないとか、人件費を給与するに当たって、いろいろ問題がございまして、その議論の過程におきましてもまだ十分円滑に人件費を支出して科学研究費が機能するところまでいってないわけでございます。これは我が国の雇用慣行等の絡みでございますが、しかしながら、実際に科学研究費補助金を使う場合に、例えば資料を集めるとかそれから実験の補助を行うとか、そういう短期のサービスの提供、労働の提供といふ必要がございますが、これにつきましても給与、手当等ということではなくて謝金ということになりますので、そういう短

期の労働提供につきましては科学研究費の中から謝金を支出することができ、こういう取り扱ひになっておるわけでございます。

なお、先生が今御指摘ございました若手の研究者についての制度をもっと充実できないかという点につきましては、先ほどもお話ししました今年度から文部省といたしましては本格的な若手研究者育成のためのフェローシップをスタートさせたいということで及ばずながら努力を始めていますところでございます。

○高木健太郎君 お考えいただいておけいいわけなんです、しかし余りリジッドに労働基準法とかなんと言ふからできにくいんですね。だから、私立大学なんかはかえってやりやすいところもある。後でまた問題起こすからというので御心配になるんではないかと、何とかもって、研究といふのはそんなにやかましく言う、労働基準とか何とかというようにものじゃないわけなんです、そこら辺はもう少し融通無碍に考えていただけたらいいかというふうに思ひます。だから、大学がいつでもモリジッドで、外のそういう才能を集められない。だから国立大学はもっと厳しくなっちゃって、外からも来ないし、中はかちと固まっちゃって、それでは新しい研究はできないんじゃないか、こういうふうな思ひわけです。

それから、これは方面が違ひますが、ちょっと順序が違ひてきましたけれども、これは人文系でもあるいは理科系でも同じだと思ひますけれども、何か自分の仕事をすればそれを一つの単行本として学術書として出したいというふうな思ひわけですが、それがそういう学術書というものは本屋に出しても売れる物じゃないわけなんですね。しかし、マイルストーンとして自分自身はきちとそれをまとめたといふことがございます。それにかなりの金がかかるし、売れないような本は出版社は引き受けないといふことになる。しかし、その人の業績としてきちとしたいといふものは絶対いいものならばあると思ひますが、それについて文部省は刊行助成費として出しておられる

んじゃないかと思ひます。

もう一つは、特に理科系では、外国の雑誌に自分の論文を載せなければ世界に認められないといふことがございますので、外国の雑誌に投稿するわけですが、それが昔はそうでもなかったんですけれども、最近はやはり掲載料というのかなり高くなつてきました。こういう掲載料というのは科学研究費の方からどんどん払つてもいいものでございませうか。

○政府委員(植木浩吉) 先生お話しのように、研究成果の刊行費補助金というものがございまして、この充実にも年々努めておるわけでございますが、特に後段おっしゃいました外国へのいろいろな雑誌等への投稿について経費を科学研究費で見ることができるといふ点につきましては、確かに日本の学術水準も上がつてまいりまして、外国でこれを発表するといふことが大変重要でございまして、現在、科学研究費補助金の中で当該投稿論文の内容が科学研究費交付の対象となつた研究にかかるといふことは、これを科学研究費の中から支出しても差し支えないという取り扱ひにいたしております。

○高木健太郎君 どうぞ厚生省の方御退席していただいて結構でございます。

それからそれは、御存じのように、一般でもそうでございますけれども、医科系、歯科系、看護系といふようなところでは、生命のとうとさといふことが教えられなければならないと思ひます。現在までは各指導者あるいは先生、教官が自分自身の個人的な意見をそこで述べておつた程度でございまして、生命倫理といふ一つの講座で教えるといふようなことはなかつたわけですね。しかしながら、御存じのように、非常に医学なりあるいはその関連の科学が進んでまいりましたために、倫理的な考え方を昔とは変えなければならぬといふ時期になつていられるわけでございます。個人が単に自分の経験だけではこれを処理し切れないような状況になつていられることはもう文部大臣もよく御存じのとおりでございます。

米国では、訳はいろいろございますけれども、パイオニックスという名前前で講座を持っています。大学もかなり多くなつてきておるわけでございますが、日本でこれを設置しろと言ったところで文部省の方で命令して設置するわけにはいかないわけでしょうけれども、大学自体は倫理委員会という委員会をつくりましてそこで討議はしておりますけれども、学生そのものにあるいは医師になる人に教えるというような機会がないわけですか。これについては何か文部省お考えでございますか。

○政府委員(大崎仁君) 医学教育の基本といたしまして、かねてから医の倫理の重要性ということには関係の先生方非常に強く意識をされてまして、医学部教育に当たつておられるというふうに承知をいたしております。ただ、先生御指摘のように、最近いわば人間の尊厳と医療行為とが非常に深い問題としてあらわれております事柄が増大をいたしております。それに対する対応というものが重要な課題になっておるわけでございますが、文部省といたしましては、一つは医学教育に関する基準というのを先般御承知のように緩和をいたしまして、各大学におけるいろいろな御工夫というところが医学教育の中で十分できるような姿にはしておるわけでございます。私も承知しております。ところで、幾つかの大学で例えば医学概論という講義の中でそういうものも取り上げておるといふふうに聞いておるわけでございます。ただ、これを一つの、専らパイオニックスを担当する講座を設けるということになりますと、やはり我が国の現状ではいわば学問としてのどういう性格づけをするか、あるいはその講座の担当者というものがどういふ科学的な、あるいは学問的な背景というものを想定するかという、いろいろまた難しい状況にあるのではないかとはいふに考へておるわけでございます。ただ、それだけの大学での十分な御検討を経てそのような課題が提起されました場合には、私もいたしまして真剣に検討をしてまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

○高木健太郎君 ぜひ将来お考えいただきたい、大学側と御相談の上お考えいただきたいと思ひます。

それで、これは初中教育におきましても生命のとうとさを教えていく必要があるだろう。学校内の暴力もありますし、殺人ということを含め強く考へていかなければならぬ子供がいるというふうなことで、初中教育における先生方も教員も、このことについては頭を悩まされておるわけでございます。

それで、現在ほどどのような形で生命と死だとかという問題が初中教育では触れられておるかというところをお尋ねしたいわけですが、十月十六日の朝日新聞に豚を食べる授業というのがあるわけなんです。それは、中野区の桃園第二小学校の島山敏子さんという先生が「授業・からだといのちと食べもの」という題で映画をつくられたわけですね。ここに写真がありますが、屠殺した豚を持ってきたとして、あなたたちがここで豚を食べている、しかしその豚というのはこの肉を食べているんだよ、それで豚があなたたちに命を上げておるんだというふうにして命のとうとさを感じさせようとしておるわけですね。ペットを飼うということによって子供の情操を養おうというふうな試みは家庭でも学校でも行われているわけですが、豚という大きなものを持ってきて、その肉をとって、それをいろんな料理にして食べるというふうなことでいわゆる生命のとうとさを教えるというのを見まして、私びっくりしたわけですね。そして、その子供に感想文を書かせたりしているわけですが、その感想文はどうか先生が教えたんじゃないかなというふうな感想文しか書いていないわけですね。私は医者ですからして、死体解剖をやったわけでございますけれども、死体解剖は医学部の専門課程に入るとすぐやるわけなんです。最初に、それは構造を知って臨床を学ばなければいけません。それでやっていると、臨死を学ばなければいけません。ある大学ではかえって最初から解剖させない方がいい、生の人

間をさわらして、そして病気で苦しむ人を見て、それから解剖に入らる方が生命尊重という意味では、かえっていい。初めから解剖を見せることは、単に初めは畏敬の念を持つておる人間の死体も、遺体も、切ったり、だんだんはさいていくわけですが、そうすると遺体というよりも物という感じがだんだん強くなって、その物というものになれてしまつて、人間を見るときも物の感じになつていくのじゃないかというのを心配して、初学年から教えないで高学年になつて教えた方がいいと言ふ人もあるくらいでございます。

だからして、こういう豚を先生が切り裂いて、それを見せるというふうなことを子供に見せたらどんなものかと。これは文部省、ごらんになつていろいろ御感想があると思ふんですが、こ

こで「私の息子がブタをみて泣いた子のひとり。私にはショックというより、わが子の涙に子どもが優しい一面を見ました。」と、これは優しいかどうか知りませんが、「豚の内臓も脳みそも人間とそっくりなことを目をみはり、」というけれども、私は人間の脳みそやら内臓をそのお母さんが見たとは思えないわけですね。そういうことを書いておられて、さあ、これが生命尊重の、いわゆる生命倫理の教育になるんだらうか、こうちょっと疑問を持った。ただし、この先生が何とかして命のとうとさを子供に教えてやりたいという、その意思には私は非常に敬意を表するものでござい

ますが、こういう教育はいかどうか。そして最初にお尋ねしたように、生命尊重というものを初中教育においてはどのような形で、いつ行おうとしておられるのかということをお聞きしたいわけ

です。○政府委員(高石邦男君) 一つは、小学校の例で申し上げますと、小学校では道徳という時間がございまして、その中で生命をたつとび、健康を増進し、安全の保持に努めるといふような内容がございまして、それでそれぞれ道徳の指導資料等て人間の命というふうな指導案をつくつて教えるというの

た理科で生命について取り扱う際に、生命の尊重ということが大切であるということをお教へしているわけでございます。

そこで中野区の場合でございますけれども、これは土曜日の午後、希望者の児童と父兄を集めて行ったと聞いておりました。正規の授業中ではなかったというので、そういう意味での配慮は若干あったようでございます。ただ、これを行ひました人は、生命の尊重ということを強調する教材としてやつたと言ひますけれども、果たして小学校の段階でこういう豚の解剖までやつて生命の尊重を教えることが適切であつたかどうかという点についてはいろいろ問題があるかと考へてお

ります。○高木健太郎君 先ほども申し上げましたように、解剖というのは死んでおるものでして、死んだものであつて、それを切り刻むということとはかなり勇気の要することです。それからだんだんやつて、これになれますと物体視する、物視するということになつていくので、かえつて生命尊重という意味からは離れていくのじゃないかという気がするわけですね。その点で将来、そういうことを子供に教えるというときには、何か文部省としてもお考えになつておいた方がいいのじゃないかと思ふのです。

それから今、生命尊重ということ、理科の方では生命ということ、生物でお教へになるんですけれども、もう一つは何でございしたか、私は忘れましたが、生命がなぜとうといかというふうなことを理科やなんかでは私はわからないと思ふのです。幾ら探つても、そこからはとうといというものは私は出てこない。これはまた午後の臨

すね。計算づくでそれにうまく当たる子、知っている子、知識のある子という子が優秀な生徒になる。しかし非常に優しい子、思いやりのある子で勉強のできない子というのはやっぱりだめなんですね。しかし私は、人間としてはそういう情操面とそれから理性的な面と、両方があって私は人間だと思っているわけですが、余りに今の学校教育の中では合理的な面が強調されちまって、情操面が薄くなっているんじゃないか、そういう感じがしているわけです。だから、この先生のおやりになったことはわかりますけれども、あるいは理科で教えるということもいいですけれども、そこからは私は生命のとうとうというようなことは出てこないんじゃないか。これは別にお考えにならなさいかぬのじゃないかと思いますが、いかがでございますか。

○政府委員(高石邦男君) 御意見のとおりかと思えます。したがって、道徳教育ということですが、それを中心にして展開しているわけでございますが、そういう情操、心の教育というものは、今後の教育でもっと重視されなければならないと思っております。

○高木健太郎君 ありがとうございます。

大体これで普通の質問を終わりますが、ちょっと生臭い話で、私も余り聞きにくいことなんですけれども、先ほどから何回も申し上げましたように、大学に対する指導とか助言というものは、どういうところまで可能なんでしょうか。

大学は強い自治あるいは自主的、自主というものを持っておりまして、それは研究を進める上に、あるいは言論というものの自由を確保するため、あるいは思想の自由というようなことが大学では守られておりまして、その意味では自主的な運営が行われている、それによって大学が社会に与えた影響、あるいは人間の幸せなり進歩に与えた影響は非常に大きいものがあると固く信じております。しかし一方におきまして、大学の自治というものを余りに強く考えますために、大学が聖域化されたという面もないわけではないわけでは

て、内部的にそういう意味では大学は責任を持って自分の自治を守り、自分自身を開発し、あるいは自分自身を改革していくという、そういうことが大学に義務づけられていると思うわけです。ただ、国立や公立の場合は、経理、財政についてはこれを政府が補助しておりますので、これを監査する権利を持つておるということは私も存じております。

そこでお聞きしたいわけですが、しかし教官人事、研究については、これは全く大学に委任をしているという状態で経営されているわけでは、国民の税金を使っておいても、それは大学の責任においてこれは運営されているということでございます。私立大学は全く政府からの補助金、助成金をもらわなければもう何をやっていいというところに、逆に言いますとそういうことになるわけなんですけれども、確かに大学は自分自身で何か建学の精神を持っておりまして、自主的にその大学を経営しておられるという立派な大学もあるわけ、しかも助成金をもらいませんという大学もあるわけ、私はこれは非常に将来どういうふうになるか、楽しみにしておるわけですが、もう一つは大学が、中に入って調べたわけではございませんけれども、何だかいろいろのうわさが飛び交う大学があるわけですね。それに対して、今まで文部省が助成金を与えておったのを停止された大学が幾つかあると聞いておりますが、それ幾つぐらいありますでしょうか。

○政府委員(國分正明君) 最後の補助金を停止されている私立大学の問題からお答え申し上げます。と思えますが、昭和五十八年度から管理運営が著しく適正を欠いている学校法人等につきましては、補助目的を有効に達成することが困難であるという判断をいたしまして、そのような事態が生じた場合に原則として五年間補助金を交付しないという、いわば制裁措置をとったわけでございますが、現在、この制裁措置を講じているものは、学校法人数で五つ、設置する学校で申しますと大学六校、短大六校というふうになっております。

それから、私立大学におきまして、いろいろ問題等の事実がございました際には、私も基本的にまず大学の自治ということもございまして、御指摘がございましたように私学の場合、自主性の尊重という要請もございまして、その問題の解決に当たりましては、まず大学自身、私学自身の努力によって解決していくということを基本的に考えております。私もいろいろ指導助言申し上げるのも大学自身の、私学自身の自主的努力を促すあるいはお助けするという観点から必要なアドバイスは申し上げる、こういうスタンスで臨んでいるところでございます。

○高木健太郎君 そういう助成交付を停止された、制裁措置として停止されたと言っていますが、その五つ、六つですか、その理由としては大体幾つかに分けられますか、パターンが。管理運営が不適切であるという、大まかに言えばそうすけれども、もっとその中身を詳しく知らせていただければいいですが。

○政府委員(國分正明君) 法人数で五つでございますが、一言で言えば管理運営不適切ということになるわけでございますけれども、その内容は、例えば経理が紊乱しておる、中には不正な手段で補助金を申請し、それを受給を受けたというふうなものもございまして、あるいは法人の管理運営がどう見てもその規程もないし、理事会あるいは評議員会も機能していないというふうなものもございまして、あるいはまた理事者間で争いが生じておるというふうなケース等もございまして、またそれらが複数の要因としてあるというふうなものもございまして。

○高木健太郎君 よくわかりました。ただ、問題は補助金を、助成金をもらわないということになりましたと、文部省としてはそれを全く、経理はなおわからなくなるわけですね、報告がもらえないわけですから。そうすると、その学校は学校として存在しておりながら経理も乱脈であるし、だんだんそういうものが学校全体に広が

っていきますと、教育そのものも乱脈である、しかしだからもおとがめがない、法律的には何でもないということでは、要するに何の拘束も受けなくて、自分勝手にやられるというふうな状況になる。しかも、そこを受験する学生は、これは学校法人であつて、文部省が認可した学校であるということ、助成金を切られたなというふうなことは余り、新聞で見てもよほど気をつけている人でなければわからないことですから、ますます乱脈になっていく、迷惑するのは学生じゃないか、こう思いますが、その点はどうなんでしょうか、そういう場合。

○政府委員(國分正明君) 補助金が停止されている五法人について、若干ニュアンス、程度の差はございましてけれども、現在まで私も把握しております限りにおきましては、できればできるだけ早く補助金を復活し、もらいたいという気持ちも背景にあるかと思っておりますけれども、それぞれの大学において自主的な改善に向けての努力というものが若干個々の学校によって事情は違いますが、全体としてはそういうふうな方向にあると。また、私も求めに応じて必要なアドバイスはずっと続けていくという状況にございます。

○高木健太郎君 今部長からお話しになった理事長と理事会というふうな問題でもめておる学校の一つに東和大学というのがあるのは御存じのとおりで、文部省も大変これにはお骨折り願っているというのを私は承知しております。

これは御兄弟でやっておられるわけですが、この東和大学をお建てになったのは福田昌子さんでして、元衆議院議員で例の優生保護法をおつくりになったときに参画された方だという非常に立派な方が東和大学に関係をしておられたわけですね。その方が亡くなりまして、それでその弟の敏南さんという方がその理事長、学長におつきになった、簡単に申し上げるとそうなんですけれども。

で、それは純子さんというお姉さんが、昌子さんの妹さんですが、お姉さんが理事長をやっておられたんですけれども、体が弱いと、将来は敏南さんにぜひやっていただきたいというそういう気持ちで敏南さんに譲られたところが、それから少しおかしな事になりました、それで勝手に学校を担保に入れてお金を借りるとか、あるいは学校を勝手につくるとか、そういうことになっていったわけです。それで理事会にも諮らないでそういうことをどんどんお進めになったということでございます。

そこで、五十八年の二月に理事会が開かれまして、その敏南という弟さんですけれども理事長を解任されて、そして純子さんが、お姉さんが理事長につかれたという事は、これは文部省が承認しましたし、福岡の法務局にもこれが登記してあるというんです。ところが、だからもう理事長は敏南さんではなかったわけですけれども、その後純子という理事長が理事長室に入ろうとした場合に、御存じのように傷害事件が起こりまして、それで大学のしかも理事長室でたきかろうとしたとかいろいろ傷害事件が新聞にも載っておりまして、それで、そのときにために入った小宅という事務局長が倒れて、そして医師の診断書ではいわゆる傷害のための死亡であるという診断書がついているわけですが、そういう事件が起こったというわけです。これも学校の将来のためを思って純子さんは余り大きくは言われなかった。その間にますますひどくなるので何年か、一年ぐらいの後にこれが外に出てきたということも聞いております。

その後、いわゆる卒業式をやりまして、卒業証書を出されていると、これが敏南さんの名前で出されておりますが、敏南さんはそのときには理事長ではなかったわけですね。また、五十八年の六月には理事も解任をされました。その後しかもやはり卒業式をやり卒業証書を交付されているという事なんです。そうすると、これは学校に全然無関係の人が卒業証書を出したと、法律上はそう

なるわけですね。そうしてこの大学の目玉学部である電気工学科の平野という教授が解雇されたというようにことが起こりました。これは御存じでしょうか。間違いないらひとつ。

○政府委員(國分正明君) ただいま福田学園につきましていろいろなお話が合ったわけでございますが、私もこの学校法人につきましては、御指摘がございましたように、五十八年ごろから姉と弟の間でいざわ理事長争いとおっしゃるか、というものが発生いたしまして、当事者の申し立てにそれぞれニュアンスの差がございますので、何が客観的事実であるかというのとはなかなか難しいわけでございますけれども、五十八年の二月に、理事長でございます敏南氏が、理事長とそれから学長を解任され、またその後理事も解任されるという事実はあるわけでございます。

もちろん、これにつきましては、解任された敏南氏は、理事会が正当に召集されておられないというようなことを理由といたしまして訴訟に持ち込んでおられます、本訴の結論はまだでございますが、先般地方裁判所の仮処分決定におきましては、この解任処分は無効であるということで、敏南氏は理事長にいわば復帰するという形になっているわけでございます。

それから、具体的事実関係でございますが、解任された福田敏南学長の名前で卒業証書等を出しているという事は事実でございますが、この問題は、理事長あるいは学長の解任の効力、有効性ということ自体を争っているわけでございます。その間、福田敏南学長名で卒業証書を授与するというのも、これは最終的にどちらが正しい理事長であるかという事はわからないうわけでございますが、当面やむを得ない措置ではないだろうかというふうに考えております。なお、卒業の認定に当たりましては、学内の教授会等の議を経て行っているという所定の手続は経ているようでございます。

また、御指摘の平野教授の解任の件でございますが、五十九年の三月の開催の教授会におきまし

て、平野教授を除名、解任するという決議が教授会で行われたわけでございます。理事長から平野氏に退職勧告の予告等が行われたわけでございますが、平野教授はこれを不服としまして福岡地裁に解雇無効仮処分申請という申し立てを行いましたが、その後、五十九年の十一月に入りまして本人から和解の申し入れがございまして、十一月の末に和解が成立して同日付で依願退職という形になったというふうに聞いています。

○高木健太郎君 よくわかりましたが、もう一つお聞きしたいのは、いわゆる経理のことでございますけれども、四十八年から御存じのように電気工学科というのが始まったわけですね。そしてその、平野さんがおいでになったわけですが、教授であられたんでしょうが、そこでIBMのI型というんですか、そういうコンピュータを購入されました。そのために文部省から五十六年と五十七年にそれぞれ三千万円の科学費の助成金を受けたわけですね。それで、五十八年に決算報告がなされたかどうか、これに対して監査がなされたかどうか、あるいは会計検査から何かこれに対して報告があったかどうかということをまずお尋ねします。

○政府委員(國分正明君) 御指摘のコンピュータ関係の購入経費といたしまして、研究設備費補助金というのが昭和五十六年度に二千七百四十五万、それから昭和五十七年度に二千九百万、両年度で五千六百四十五万という補助金が文部省から福田学園に対して支出されておるわけでございますが、それぞれ補助金の目的に従いまして当該年度内に機器の納入あるいは支払という事が行われております。

なお、この決算等でございますが、評議員会にも報告し、公認会計士の監査も終わっておるといふふうに聞いておるところでございます。

○高木健太郎君 会計検査院の方はどうでございますか。会計検査院の検査はございましたか。

○政府委員(國分正明君) 会計検査院の検査につ

きましては昭和五十七年度に実施されておるわけでございますが、その際、会計検査院から同学園にかかわります検査結果について、例えばこの件はどうなっておるかという照会、あるいはさらに御指摘というものは特に受けていないところでございます。五十七年度以降につきましては検査は実施されておらないという状況でございます。

○高木健太郎君 それはやっぱり検査はやるべきじゃないでしょうか、その後、あるいは文部省へ会計検査院の方から何か話がございましたか、五十八年以降。

もう一つについてお聞きしますけれども、このIBMのコンピュータに対してはプロシラムを、いわゆるソフトウェアの開発をしなければならぬ、それをジャパニシステム株式会社というところへ頼んで、そしてそれに約八百万ぐらいの金がかかったわけですが、それが未払いだというので差し押さえられて、そしてこれが東京の地方裁判所に支払いの請求が出ているわけなんです、それは御存じでしょうか。それはその後どうなつたでしょうか。

○政府委員(國分正明君) ソフト仕様の契約をめぐりましてジャパニシステムといろんなトラブルがあったという事は承知いたしております。五十八年の二月にジャパニシステムとソフト作成契約というものが先ほどお話の平野教授の仲介で福田純子氏との間で締結されたというところでございまして、これは大学側と申しますか、福田敏南氏のサイドにおきましてはそういう契約が存在していたことを全く知らなかったということでございます。請求書が来て初めてそういうものを知ったという事でございます。ということで、その支払いには応じられないということで訴訟になりました。東京地裁におきまして福田学園理事長福田純子氏に対して支払い命令が出されたというところでございます。大学側といたしましては、そういうものではあるけれども、新たな紛争はできるだけ避けたいという観点から、判決に従いまして本年の三月二十日に八百七十万余りを

ジャパンシステムに支払ひましてこの問題は解決したというふうに聞いております。

○高木健太郎君 その間機械が使えない、差し押さえられているというようなことがありました。

それからもう一つは、平野教授に関係のある何人かの教官あるいは事務員が解雇されたというふうなことがあるまして、学生が非常に動揺したんじゃないかと思つて、それで平野氏の、あるいはその教官の後任としまして資格のないような人が教官に、あるいは教授になっているんじゃないかという話も聞いているわけです。こういうことが広がりまして、企業におきまして卒業生の就職が非常に妨げられているという話も聞いております。それはいかがですか。

○政府委員(國分正明君) 確かに一時期、平野教授がやめたというような事情も背景にあるうかと思いますが、電算機の利用に支障が生じたというような事実関係はあるようでございますが、現在のところ、学生に対します情報処理教育の実施でございまして、それから研究、あるいは事務関係では給与計算あるいは学籍管理、成績管理等にフルに利用されておるということでございます。それから教員の任用の問題でございますけれども、電算室関係を中心に職員が退職した事実もございますが、その後、後任を補充しておるということでございます。

また、資格の問題でございますけれども、同大学の教員人事の仕組みといたしましては、まず学科主任からなる主任会議において事前協議を行いました後に、教授会に諮り、資格審査をも含めて審議を行った後決定するという手続をとっているようにございまして、最近の人事につきましても、この手続にのっとり行われており、特に問題は無いというふうに考えております。

それから就職の状況でございますが、まあ、就職状況がいいか悪いかというのなかなか難しいわけでございますが、就職率という観点から申し上げますと、五十九年度卒業者は就職が一〇〇%

というところでございまして、明春の就職希望者のうち現在まで八〇％は内定しているということとで、特に就職に支障を来しているという状況にはないという報告を受けているところでございます。

○高木健太郎君 いずれにしましても、理事会のない理事長だけの学校でございまして、理事会が開かれないまま理事長だけでいろんなことを決めているというふうなことは、私は全く異常だと思わざるを得ない。教授会のこと、これは文部省が介入できないことでございますからわかりませんけれども、しかし、そういううわさを聞くと、我々は何かあるんじゃないかという疑心を持たざるを得ないわけでございまして、先ほども言いましたように、迷惑をこうむるのは学生である、一般の人々は、文部省の公認をしておる学校である、だから大丈夫であるというんで、それに頼って入っているわけですから、そこへ入った学生は非常に迷惑するということも考えなきゃいけな

私がこういうことを聞きましたのは、一番初めから申し上げましたように、小・中・高までの教育というのは外国に比べて非常に立派な教育をしているという、あるいはアメリカなんかはそれを見習って教育をしようとしているわけですね。大学というところは、自治を守って、あるいは自治を尊重して文部省はそういう拘束というのは一切しない、その人の責任に任せているということがあるわけです。ところが、こういう十五校の私立大学に制裁措置として助成金を出さないということになっても、これがなかなかおさまらない。これはもうかなり長い間のわけですね。そして、理事会と理事長が分かれて、きょうだいけんかしてやっているというような状況はまことに悲しむべき教育界の事情だと、こういうふうに私思います。しかも、これが大学ということで文部省は何の手段も講じられない。だれが一体これをそれでは解決していくのか。学校が何となるまで我々はお世話をしますが、介入はしませんというよう

なこと、何かあっても知らない。要するに、設置する場合は大学設置審議会なんかにかけて十分に教官なんかを審査される、設備も審査される、それから財政も審査される。そうして法人として、学校として、大学として認めた。赤ん坊を生んで、学校になったらもう全く自分は知らないんだ、ど

然とした、毅然とした態度で大学の改善、改革あり。その御留意にと、御留意になさるやうな青年ならいですよ。それだけの立派な人間ならいいんですけれども、立派でない人間のように見えるわけです、この大学。それを何の手もつけれないというの、私だとも解せない。これをどうかしなきゃならぬのじゃないかと思うんですけれども、しかし、いやどうもできませんと、こうおっしゃれば私としても何とかせいというわけにはいかぬ。法律でできないとおっしゃるのはどうしようもないですけれども、しかしこれは国民に多大の迷惑をかけているし、大学の品位を全体として落としているということも、これは見逃すことはできない、こう思います。そういう意味では、もっと厳然とした、毅然とした態度で大学の改善、改革あ

るいは処置というようなものを文部省は勧告すべきじゃないかと思ひます。このような大学については今後どのようなふうになれますか。これをお聞きしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(國分正明君) 御指摘のように現行制度におきましては、大学を設置する際の認可ということがあります、それから最終的には、極端な場合には学校の閉鎖命令とか、あるいは法人の解散とかという極端な措置があるわけでございますが、その途中の過程におきましては、大学の自治あるいは私学の自主性に留意しながら指導、助言するというのが現行の私学制度あるいは大学制度であるわけでございます。

本福田学園につきましても、五十八年ごろから御指摘のような状態になったわけでございまして、私どもも何とか話し合いによって事態を解決できないかというのをしばしば指導をしておりますし、また地元の福岡県におきましても私学担当局あるいは私学協会等が中に立ちまわっている

ろなあ、せん案等も出したようでございますが、これも不調に終わる。それから、また今裁判係属中でございますが、裁判所におきましても和解のあつせんといひますか、示唆もあつたようでございますが、両当事者がなかなか受け入れない、こういう状況にございまして、大変遺憾な状況が今日もなお続いてるわけでございますので、私どもといたしましても現行制度上許される範囲において粘り強く指導をして、できるだけ早く解決に向かうよう今後とも努力を重ねてまいりたい、かように考えております。

○高木健太郎君 終わります。

ので、あるいは私の質問、前に質問されたことと重複する点があるかもしれませんけれども、あらかじめ御了承願いたいと思います。

まず最初に、大学入学資格検定試験のことについてお尋ねしたいと思います。

最初に事実関係をお聞きしたいんですが、先般の新聞発表によりますと、六十年代千八百七十九人、合格者の中で高等学校中退者が約六〇%、それから十七歳未満の者が百十六人であるというふうに新聞に発表されておりました。過去十年ぐらい、大体の趨勢で結構なんですけれども、この大学入学資格検定試験の受験者、それから合格者、その中で十八歳未満、十七歳以下の人たちの数がどういふふうに変化してきているか、事実関係についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(高石邦男君)　まず受験者でございますが、五十年から六十年の傾向を見ますと全体的に非常にふえているわけでございます。

そこでそのふえている中で、合格者の内訳で年齢別に見ますと、まず十八歳未満の者、これが五十年当時は〇・六％、ずっと二％前後で推移したのが五十八年まででございます。五十九年が四・三％、六十年が六・三％、要するに十八歳未満の合格者の数がまた比例してふえているという状況でございます。これを十六歳、十七歳で分けてみますと、十六歳の者が六十年年度でいいますと一

・二%、十七歳の者が五・一%というような状況で、大検制度による受験者数はここ十年來ふえ続けている。しかも、その合格者の低年齢化というのが一方においてまた高まっておるといふ状況でございます。

○**関嘉彦君** 大学入学資格検定規程の第八条のただし書きに、資格検定合格者のうちで「ただし、その者が十八才に達していないときは、その者は、十八才に達した日の翌日から資格検定合格者となるものとする」ということになっておりますけれども、この年齢を制限された根拠はどういう点にございませうか。

○**政府委員(高石邦男君)** 大検制度は、諸般の事情により、高等学校教育を受けられない勤労青少年に対して大学教育を受ける機会を与えるという趣旨でつくられたものでございます。したがって、本来高等学校を卒業して行く者は十八歳に達しているとして正規の学校制度の中で進学し、大学の受験資格が得られるのは十八歳に達した場合でございます。こうしたことから、例えば十六歳、十七歳で合格した者を大学の入学資格を認めるということになりまして、いろいろな弊害も出てくるということから、現行の入試制度のバランスの関係で十八歳という年齢制限をしているわけでござい

ます。

○**関嘉彦君** いろいろな弊害が出てくるとおっしゃいましたけれども、どういふ弊害を考えておられますか。

○**政府委員(高石邦男君)** 一つは、高等学校に進学しなくて専門の予備校とか学習塾をいうところで受験勉強一本やりで、十六歳で合格して早道に年齢を若くして大学に進学するというような傾向が、一、二年も指摘されておりますが、そういういわば受験競争の激化ということに拍車をかけるという傾向が心配されるわけでございます。

○**関嘉彦君** 塾なんかの受験競争を激化するということは現在でも十八歳以上で卒業した人たちの中でも顕著に見られる現象でありまして、なぜこの年齢制限を課しているのか私にはよく理解できない。

ない。先般、NHKのテレビで合格者、若い十八歳未満の者だったと思えますけど、映しておりました。いろいろ質問に答えておりましたけれども、なかなか利口な子供で、十分大学に入れているんじゃないか。つまり余り画一的に、十八歳というふうな考え方が私はやはり現在の教育の画一化をもたらしている一つの原因ではないかと思ふ。イギリスの功利主義の哲学者でジェレミー・ベンサムという人がいますけれども、あの人は十二歳でオックスフォード大学に入学しております。もともと余り年齢が若く入ったものでござい、年の上の人たちが酒を買ってこいとか何とかいじめられたらしい、今の言うところのいわゆるいじめを受けたらしいんですけれども、しかしそのいじめに耐えて、あれだけの大学者、在中既にブラックストーンなどという法学者の講義を片っ端から批判していたそうでございます。

「委員長退席、理事杉山令肇君着席」
そういう天才なんかもいるわけであります。私はむしろそういう、例えば十五歳であり十六歳、まあ義務教育は終わってなくちゃいけないと思ひますけれども、十六歳ぐらいでも合格できるような才能を持った人間というのは、非常に私は優秀な人間じゃないかと思ふんです。そういうのを一年、二年遊ばせておく、十八歳になるまで待たしておくというのではむしろないか、ウエー

ストじゃないかと思ふんですけれども、この問題、再検討される考えはございませんか。

○**政府委員(高石邦男君)** まずいろいろな問題が、一つは飛び級、正規の学校に行っている子供で非常にできる者は飛び級の制度を小・中・高等学校の段階に認めるという、制度全体のものと並行してそういう年齢撤廃というか、そういうことで検討されなきゃならないというところが一つあるわけでございます。したがって、現在の学校制度で卒業する者は、どうしても十八歳を超えられないという制度を一方において持ちながら、大検制度の場合だけその年齢制限を撤廃するということになりまして、これは制度全体のバ

ランスを保持した受験制度でないということが一つであります。もう一つは、大検の試験問題でございまして、この試験問題はある意味では非常に易しくしてあるわけであります。要するに九四%の子供が高等学校に進学しているということに着眼して試験問題は著しく易しいと、十六歳で合格した者はほとんど高校浪人、中学校を卒業して一流の高等学校に進学できないその人間が大検を受けたらほとんど合格したということで、試験のレベルの問題、この二つの問題がありますので、そういうことをあわせて検討していかなければならないというふうに思っているわけでございます。

○**関嘉彦君** ちょっと後の方にあります試験のレベルの問題というのは、今の試験非常に易しいから合格しているんであつて、もっと引き上げるべきだという御意見ですか。

○**政府委員(高石邦男君)** そういうところまで考えているわけじゃありませんが、試験問題が非常に易しいと、したがって合格しやすいと、高校浪人でも一年で全部の教科が受けられる、合格するという程度になっておりますので、本質的に大学の授業を受けてちゃんとこなしていけるようなレベル、保証というにはちょっと内容的にはそこまですてないというのを申し上げたので、したがって、その内容を高くするようにした方がいいか、やっぱり勤労青少年への対応ということでございますと、九四%の子供たちが行っているんで、そう余り難しくしないでその資格だけの道を与えていくというふうにした方がいいか、これは今後の検討課題であらうと思っております。

○**関嘉彦君** この検定試験の問題が非常に易しいので、それをパスしただけで大学の授業を受けられるかどうかという話でしたけれども、これは資格試験でしよう、大学に入るためには別の入学試験を受けるわけでしよう。それをパスしないようであれば初めから大学に入学する資格はないんであつて、もしこういう十八歳未満で大学に行けるような制度を認めると、そういうのがだんだんふえてきて、正規の高等学校に行かなくなる者が増大

するではないかというふうな御心配であれば、それは現在の高等学校に対する一種の不信任をあらわしているんであつて、高等学校の方がむしろ反省すべき問題で、高等学校の改革のための一つの刺激材料にでもなるんじゃないかと思ひます。したがって、この問題十分検討していただきたいというふうに思っております。

次は、子供の非行の問題、特に学校における児童の非行の問題あるいはいじめの問題、これしばしばこの委員会でも取り上げられました。最近では、何か悪いことが起こるとすべて教育者が悪いんだというふうな風潮があつて、家庭の責任なんかはほぼ出して、すべて学校であるとか教育者にしりを持ってくるような風潮があります。その点は政治家も同じなんですけれども、何か悪いことがあると、それは日本の政治家が悪いからだ。さらに最近はそのつけ加わりまして、新聞が悪いからだ。つまり、記者と教員と国会議員というのには諸悪の根源、三Kだそうでありまして、けれども、まあそれはそれだけにこういう職業というのが非常に大きな期待。

「理事杉山令肇君退席、委員長着席」
普通の職業と違って大きな期待をかけられている。そして、自らの念で受け取るべきではないかというふうに私は考へておりますが、この教員の問題、ここでは教員だけを取り上げますけれども、この非行の問題、学校にいろいろな責任を負わして、確かに私は、学校としてもいろいろ対策を講じてはならないかと思ひます。しかし、どうも学校教育に何か水を差すような考え方が私はかなり世間で多いのではないかと。

その一つの例として、最近、日本弁護士連合会というところから十月十九日付で「学校生活と子どもの人権に関する宣言」というのが発表されました。新聞もかなり大きく報道いたしました。この中にはかなり学校教育に対する批判、警察に対する批判なんというのもございますけれども、ま

ず学校教育に対する批判がいろいろ書いてござい

ますが、これを文部省の方としてはどういうふう
に受け取られておられますか。大臣、お読みでござ
いましたならば、大臣は同時に弁護士資格も
お持ちだと思えますけれども、お伺いしたいと思
います。

○国務大臣(松永光君) 日本弁護士連合会では
いる勉強されて出された宣言であると思いたすの
で、私がこれに批判する立場ではありません。
ただ、子供の人權を適切に守っていくというこ
とは大事なことだと思っておりますが、ただ、最近
のこの非行の問題あるいはいじめの問題等につ
いての分析の仕方はやや一面的ではないかという
ふうに私は思いました。というのは、この宣言の書
き方によりまして、「教育内容への統制の強化」と
か、あるいは「詳細な校則」とか、そういうこと
がいろいろと登載拒否、非行などを深刻な事態
に追い込んでいるというふうな分析のようであり
ますが、そもそも非行とはいじめとか、ひどい場
合には、犯罪等々が起る場合には、外部の方に
おける誘発的な要因は大体の場合にあるわけであ
りますが、同時に一つ問題にしないやならぬのは、
その行為者側の抑制的な力あるいは抑制的な
要因がどれだけ働いておったのか、これは両面か
ら見ていかにならぬわけでありまして、
一般的には、最近の非行やいじめ等について誘
発的な要因だけを取り上げて、そしてその誘発的
な要因があったからいじめが起り非行があった
んだと、こういう分析の仕方をしております。し
かし、それではいつまでたっても非行をし、あ
るいは犯罪を犯した者は立ち直るチャンスはな
かろう。人の行為の中には常に誘発的な要因があ
る、本人自身が良心がある、道徳的な判断力があ
る、そして道徳的な判断に基づいて行為する能力
を持った人間の場合には、誘発的な要因があつて
も非行とか犯罪とかいじめには走らぬわけであ
ります。

おけるいじめとか非行とか、あるいはいじめの中
には重大な犯罪行為、刑罰法令に触れる行為が行
われている例もあるわけでありまうけれども、そ
の例を見ますというよりも、多くの場合が誘発的な
要因が強いからというよりも、本人自身の道徳的な
能力、判断力、その道徳的な判断力に基づいて行
動し得る能力、こういった抑制的な要因が弱いと
ころにむしろ問題の本質があるというふうには私
が見ておるわけでありまして、もし、教育条件の整備
ができておるというものが主たる要因であるなら
ば、教育的な条件という物的な条件を整備する
だけで問題が解決するならば、むしろそれは易し
いことだ。そうじゃなくて、その子供自身の、
先ほど先生も御指摘のありました、生まれてから
小学校、中学校に達するまでの間に家庭や学校や
その他で集団生活を行う場合の基本的な規律と
か、規範とか、そういったものがしっかりと身に
ついていない、そこらあたりが一番の問題点ではな
いかと、自分の権利は主張するが他人の生命、身
体、基本的人權を尊重していかないという心がまだ十
分その子供に植えつけられていない、そこらあた
りが私は基本的な問題じゃないかというふうに思
っておりますわけでありまして、そういうことでありま
すので、別にこの日本弁護士連合会の宣言につ
いて批判する気持ちはさらさらありませんが、勉強
された結果の宣言であると思ひますし、また子供
の人權を守ることとは大事なことでありますから、
子供の人權を守ることとは十分我々もこれから考
えていかなければならぬ。子供の人權というの
は非行をした人の人權もあるわけでありまして、最
も大事な人は、非行あるいはいじめによってその
人の適正な発達を阻害された、被害を受けたその
子供の人權こそまず守らなければならぬという
ふうに思ひわけでありまして、そういう立場で私ど
もはこの問題の正常化のために今後とも努力をし
ていかなきゃならぬと考えているわけでありま
す。

○関嘉彦君 警察の方、見えていますか。
この中には、警察に対する批判もいろいろ書か
れております。基本的には警察に対する学校の依
存関係を非難しているわけですが、警察の方
で今まで昭和五十七年の五月二十七日に、少年
非行総合対策要綱なんかを発表して、これに従
ってから警察の少年非行の問題なんかに対する働き
かけが非常に激しくなってきたというふうな
ことが書かれております。少年非行総合対策要綱
というのを全部の必要はございませんけれども、
そのポイントだけを、どういうことをねらって
されるのか。
○説明員(根本芳雄君) 今お尋ねの少年非行総合
対策要綱、大分大きなものでございますけれども、
これは今まで警察がやっておりました各種の
施策を取りまとめた、特に五十五年、昭和三十
九年の一番大きかった、最大だったピークを超え
て大変少年非行が問題化した、こういうことで今
までやっておりました施策を取りまとめた、これ
を全部をやらなきゃいけない、そういうことで、
広報啓発活動あるいは特に文部省を初め、学校を
初め、関係機関、関係団体との連携を強化するこ
と、それから社会環境浄化対策の推進、それから
少年の社会参加活動等、さらに総務府総務庁等が
中心になっております国民運動の展開、こういう
ものに積極的に参加して、少年の非行対策を推進
して減らしていく、こういうことでつくったもの
でございます。

○関嘉彦君 それから、まだこの中には、警察の
方で非行に全く関係のない子供に対しては規範意
識を持たせるための指導が必要として、人づくり
活動に乗り出しているというふうなことが批判的
に書いてございますけれども、どういう活動をや
っておられるんですか、人づくり活動というの
は。
○説明員(根本芳雄君) 今お尋ねの問題は、多分
警察でやっております少年柔剣道活動とか、ある
いは社会清掃活動ですね、こういうものだろうと
思ひます。これは要するに最近の非行が路上で自
転車を乗り逃げしたりする、あるいは簡単に万引
がししてしまうというふうな規範意識の欠如、これ
に原因のある、人目に隠れてやるような、そうい
うものが非常に多くなっている。それからもう一
つは、少年の福祉を害する犯罪の被害、家出なん
かをするとその日に被害に遭う、女子の性非行
が一貫して増加して、その背後には要するに不良
グループに簡単に入ったり、酒やたばこ、深夜う
ろちよろして歩く、そういうことがございま
すので、そういうものを放置しておけば非行に陥
ったりあるいはそういった悪質な福祉犯罪の被害
者になってしまう。そういうことで、これをいい
方向にしむけることが大変大事なことじゃないか
と、こういうふうにご認識しております。それで関
係機関、地域社会とよく連携をとりまして、そう
いった問題にも積極的に働きかける必要があると
いうことで、特に警察としては少年柔剣道活動、
こういったものに力を入れております。
○関嘉彦君 実は私の孫も警察で柔道を教えても
らって感謝しているんですけれども、聞きますと、
道着なんか買えない子供に対しては警察の方
から支給までしてやっておられるということ、
私は非常にこれは結構なことじゃないか。これは
なぜ非難の対象になるのか、どうも私にはこれは
理解できないんですけれども、警察の方としては、
この中に書かれてある警察に対する批判的な言葉
かなりございまして、どういうふうな受け
取っておられますか。反論すべき点があれば反論
していただきたいと思ひます。
○説明員(根本芳雄君) 先ほど大臣が御指摘のよ
うに、よくいろいろ検討なさって書かれたもので
ございまして、批判というふうなことではござ
いせんが、ただ、今の非行の実態が、数字で簡
単に申し上げますと、約四〇％が中学生でござ
いますし、三〇％が高校生と、要するに非常に学校
の生徒が多いと、こういうことでございまして。
それから、非行をなくすと、そして健全育成を図
るということになりまして、どうしても学校との協
力関係、これを深めていく必要が非常にあります。
最近の例えはいじめの問題をめぐりまして、これ
はやはり学校とあらゆる知恵を出し合つてなく

していくと、こういうことが非常に大事だと思ひます。ですから、こういった考え方で私どももちよつと違ふんじゃないかという認識はしております。ただ警察としては、我々が手に入れたという事案あるいは事件、こういったもので教訓、こういったものを学校の先生方にも提供し、御両親にも提供する。他方で学校の先生方の限度、能力を超えたといふ失礼ですけれども、非常に繰り返されて犯罪行為が続くとか、そういうことになりましたら、警察の手で補導して被害者の保護を図り、いい方向に引きましますように子供を補導していくと、こういうことが大事だろつと思ひます。そういうことで、さらに私どもは学校と協力をして非行の防止と健全育成に努めていくと、こういうことを考えております。

○関嘉彦君 私もうこういう批判にめげずに今までどおり非行少年の補導でありますとかあるいは非行でない普通の少年の人づくりなんかを大いにやっていただいたいと思つております。ただし、やっぱり教育の主体は学校であつて、警察はあくまでそれを助ける、補助するといふ意味で十分協力してやっていただいたい、行き過ぎがないようにしていただきたいといふふうに考えております。警察の方結構です。

私は、これはいろいろ研究して書かれたんだと思ふんですけれども、一つの先入主といひますか、あるいは根本をなしているフィロソフィーといひますか、これは私は間違つてゐると思ひます。ここに書かれてゐることは、子供に人権があるのは当然でございますけれども、子供はその権利の正しい行使ができませんので、したがつてそういう権利の行使が正確にできるような大人にむけていくのが教育であつて、何かこれを見ますと、子供は生まれつき立派な人間であるんだ、それを外部からいろいろな規制を加えたりなんかするから非行が生まれたらあるいはじめなんか起つてくるんだ、そういうフィロソフィーに立つてゐるように私は思ふんですけれども、私は子供は決して天使でも何でもないと思ふ。生まれたばかりの子供といふのは生物学的なヒトではありますけれども、決して人間ではないわけでありまして、それを人間にしていくなのが教育の任務である。どうもこの考え方を進めていきますと、例えばいろいろな規則なんかを、これは規則がすべて悪いといふふうにも書いてないんですけれども、しかし何か規則なんかを決めていくことは子供の精神的な自由、憲法十三条から導かれるプライバシーの権利その他、いかに生きるかをみずから決定する権利云々を侵害する危険性が極めて高いといふふう書いてございすが、私はもちろん余り細かな規定をつくることは反対でございすが、また余り時代おくれのような規則なんかをつくることもかえつて逆効果であると思ひますけれども、子供、低学年であればあるほどむしろ厳しいしつけをしていく、伝統的な文化によつて伝つてきてゐるところの生き方、規範、基本的な生き方、それをやはり子供のときにたたき込んでおく。そういう強制を加えられた子供が大きくなつてその強制を破ろうとして自由を求めてくるんだと思ふんです。初めからこういう型を押しつけられない子供といふのはいわば型なしであります。型破りの人間が出てくることもできないわけでありまして、むしろ低学年であればそういう厳しいしつけをしていくべきことだと思ひますけれども、学校においても低学年においてはやはりある程度の規則は必要であると思ひます。殊に最近の家庭なんかでは学校にしつけをいろいろ依頼してくる。本当は家庭でやるべきことまで学校に依頼してくるような親が多いような社会ですから、もちろん、非常に価値観が多様化しておりますので家庭のやり方と学校のやり方と違ふ、そういう矛盾が生じてきて子供が困るというふうなことも私はあるだろうと思ひますが、やはり最小限度の社会規範といふふうなものはこれは守るよう子供にのたまふ、これも最小限であるべきだと私は思ひますけれども、やはり規則は制定することはやむを得ない。本当であるならば規則なんかなしに親や教師の権

威によつて自然に子供がそういう生活の型を覚えて込んでいくのが一番いいんですけれども、最近の社会といふのは何でもかんでも法律で決まぬくちやないけない、法律にさへ触れなければ何をやつてもいいんだといふふうな法律万能の社会になりつつあるし、学校でもそういう影響を受けて、やはりある程度の規則は必要だといふふうな考えます。その意味から、この中には確かにいいことも書いてございすが、大規模校の解消でありますとか、少人数学級の実現でありますとか、私の賛成する面もあるんですけれども、どうも基本的な考え方が間違つてゐるんじゃないか。こういうふうな考え方が、かえつて現在の教育界を毒しているといふふうな私には考へております。したがつて、こういう文書に余り感ぜられずに学校教育はどしどしやつていただきたいといふふうに希望しておきます。

何か御意見があれば伺ひたいと思ひますけれども、賛成であれば次に進みたいと思ひます。

○國務大臣(松永光君) 先生の御所論、大体において私は賛成であります。というのは、日本にも昔から三つ子の魂百までといふことわざがあるわけですから、やはり基本的な大事な規範あるいは守るべき道徳律といふものはできるだけ幼いときに仕込め、幼いときに曲がつたものはなかなか後では直らぬと。これはフランスにも同じようなことわざがあるやうであります。幼いときに曲がつた後は後では曲がりつ放しでなかなかもとに戻らぬと、世界共通にそういうことわざがあるわけでありまして、したがつて、先生御指摘のやうに、幼いときにこそ基本的な規律あるいは道徳律といったものは子供に教へていく必要がある。日本の場合にはどちらかというと乳児期、幼児期はある意味ではそういうしつけとか教へをしなないで、やや大きくなつてから、十四にも十五にもなつてからしつけしようとするところに問題がある。西欧等の場合には二歳、三歳ぐらいまでの間に基本的なしつけはやつてしまふ、そして十三、十四ともなつてくれば相当自由を認め、かつ

その人の自己責任において行われるといふふうになつてゐるやうであります。日本の場合には幼児期等における基本的なしつけとか規律の教へ込みが十分という感じがいたします。

また、世の中を自由で平和でお互いに暮らしていくためには当然守らなざるべき規律、規範といふのはあるわけでありまして、その規律、規範が今どちらかという問題校等の場合には乱れておるといふ点に問題の根源があるように思われるわけでありまして、自由も大事であります、みんなが自由を享受していくためには守らなざるべき規律、規範といふものはあるわけでありまして、その規律、規範の意識といふものはきちつと守られるやうな状態にしなければならぬといふふうに思ひます。もつとも、先生御指摘のとおりでありまして、聖人君子になればそれは要らぬのでしよう、孔子さんの、おのれの欲するところに従えどもなおのりを越えずといふみたいになつてしまへばいいんでしようけれども、子供にはそんなことはあるはずないわけでありまして、その基本的なものを教へ込んでいくのが幼児期あるいは小学校、中学校等の教育においては大事ではないかといふふうに思つておるわけでありまして。

○関嘉彦君 誤解ないように言つておきますけれども、私はやはりある程度の規則、校則といふものは必要だと思ひますけれども、学校によつては余りに細かな規則を制定して、しかもその違反者を多くの生徒の前でそれこそ子供の人格を無視したやうなやり方で強制する、あるいは体罰を加える、そういう学校もあるやに聞いております。そういう学校に対する批判としてならば私はこれはもつともな点がありますけれども、やはりそういう校則あるいは規則といふふうなものは、教育委員会の方とも相談するし、あるいはPTAの方の見解も聞くし、守れるやうな規則でなければいけないんであつて、大部分の人が守れる、少数の人は守らない、何か余りに、何といふんですか、前垂れの髪を何センチに決めるとか、それを超過すると先生がいきなりはさみで切

つてしまふんだというふうな学校の話を聞きまし
たけれども、余りに細かな規則は私はやはりかえ
って逆効果を生む、そのことは申し添えておきた
いと思います。

次の問題に移りまして、次は、小学校、中学
校、高等学校に進むに従って繰り返しの教育が多
いのではないかとこのことを私感しております。
ほかの科目についてはよくわかりませんが、社会
科を取り上げますけれども、社会科の教科書を見
ましてもどうも繰り返しが多い。これは私は子
供に対する学習意欲を失わせている一つの原因で
はないかというふうに考えております。例えば小
学校の六年で日本史のごく概略を社会科の授業と
して習っております。それから、中学でもそれを
さらに若干詳しくした授業をやっております。そ
れから、高等学校でも日本史及び世界史、それを
さらに詳しく教えているわけでありまして。公民と
いいますか、政治経済といいますが、そういった
科目についても同じであります。やはり小学校、
中学校、高等学校——高等学校では現代社会とい
う科目ですけれども繰り返して教えております。こ
ういう教育課程を組まれたのはそれぞれの考え方
があつての話だろふと思うんですけれども、どう
も知識が細切れに教えられていて、体系的に物事
を考えると習慣がこれではそれがなくなるのでは
ないか。中学までは義務教育でございますからすべ
ての児童が行くと考えていいわけですが、例え
ば歴史なら歴史を小学校、中学校繰り返して
やるんではなしに、中学校で系統的に一年なり二
年なりとときに教えて、公民的な授業も小学校よ
りもむしろ中学校あたりでまとめて体系的に教え
ていく。その余った時間はむしろ国語であります
とか算数でありますとか芸術であるとか、幼年時
においてやっておくべき基礎の科目、これを小学
校で重点を置いてやった方がいいんじゃないか。
それから、高等学校、中学校の間においても重複
があるわけでありまして、私立の学校で、中学
校、高等学校一貫して教えている学校の話を聞き
ますと、中学校、高等学校一貫して大体五年間

で、公立の学校が三年、三年の六年間で教えてい
ることはやっしまふんだそうでありまして。最後
の六年目は受験勉強をやっている。そういう私立
の六年制の学校が多いという話を聞きましてけれ
ども、これなんかやっぱりそれでやれる。五年間
でやろうと思えばやれるわけであつて、繰り返
しがあるから意味で時間の浪費ということにも
つながつてきているんじゃないか。もし、どうし
ても小学校、中学校、高等学校で繰り返して教え
る必要があるというんでありますならば、内容を
大いに変えて、例えば小学校では人物、人間中心
の歴史を教える、それで中学校あたりで、今小学
校、中学校同じように教えております生活史とい
いますか文化史といいますが、そちらの方を教え
る。

どうも私、最近の大学に入ってくる学生を見ま
すと、歴史に対する関心を失つていて、興味を失
つていて、歴史が非常に多い。しかし、いやくも
人文科学、社会科学をやろうと思ふ者が歴史の授
業をまじめにやらなくてやれるはずはないんであ
つて、私はよくそういう大学に入ってきた学生
に、まず大学生になつたら、人文系、社会科学系
をやりたいと思ふんだつたら司馬遼太郎の小説
を読みたまえ、歴史小説を読みたまえ、あれはも
ちろん小説ですけども、あの中に、例えば指導
者がどういふ時代にどういふ判断をしたかといふ
ふうなことが非常に多しう書かれていて、そ
ういふ人間の動きが大事なんだ、人間がいろいろ
悪戦苦闘してきている、その跡をたどることが歴
史なんだ——ここに歴史の大家であられる林健太
郎さんがおられますので、詳しいことは林さんか
らお聞きした方がいいかもしれせんけれども、私
は、もちろん生活史、文化史というのは重要な
ことだと思います。しかし同時に、やはり人物をもつ
てやるんならば、そうした方がいいんじゃないか
というふうに考えるんですけれども、文部省のお
考えいかがですか。

○国務大臣(松永光君) 我が国の社会科教育に関
する御意見だと思ふんでありますけれども、先生
よく御承知のとおり、これは私の個人的な考え方
も入りますけれども、日本の社会科という教科は
特殊な状況下で創設された教科であるというふう
に私は思つております。すなわち昭和二十年十二
月三十一日の日本歴史、地理教育停止のGHQ指
令に始まりまして、翌二十一年の十月にCIEが
社会科を創設の示唆をする。その翌年の二十二年
四月から社会科の実施を通過をし、その年の九月
から社会科の授業が始まつた、こういう歴史があ
るわけでありまして。その後、何回かにわたつて社
会科の教育の改善措置はなされてまいりましたけ
れども、先生が今御指摘のような有力な御意見や
御指摘があることを私も承知いたしております。
特に歴史教育などについては、先生御指摘のよう
に系統学習というのが私は大事なことだと思ふの
でありますけれども、それが必ずしも十分とは言
いがたい面があるように思われます。また、人物
によつて歴史がつくられてきたということも実は
あるわけでありまして、そういう人物などの点に
ついて、小中学校等の歴史関係の教科書等の中
にはほとんどそういったものがないという点の指摘
もあるわけでありまして、それも一つとも思わ
れる点がございまして。

いづれにいたしましても、系統的に学習してい
くということが大事なことだと私は思ふのであり
ますが、これらの点につきましては、小学校、中
学校、高等学校の教育課程について現在教育課程
審議会が審議をお願いしておりますところでござい
まして、先生の御意見、御指摘、こういったもの
も踏まえて社会科教育のあり方については検討が
なされるものだとこのように思ひますし、それを
私は期待をしておるわけでありまして。

○関嘉彦君 教育課程審議会にぜひ諮問してい
たきたいもう一つのことがございます。
それは、つまり高等学校における現代社会それ
から政治経済、倫理社会です。現代社会は大体必
修だと思ひます。政治経済、倫理社会が選択で
二年、三年で選択するんじゃないかと思ふんです

けれども、現代社会と政治経済、倫理社会の教科
書を比べてみますと、後者の方が多少詳しくはな
つておりますけれども、大体同じようなことが書
かれていてわけでありまして。だから、大学を受験
する場合に現代社会を——来年、再来年ぐらいか
らなくなるといふ話も聞いたんですけれども、今
までは現代社会と政治経済を選択で、二科目選
択ですから、受けるというふうな学生がふえてい
るという話は聞いたんですけれども、こういう学
生というのは、つまり歴史は全然やらすに來るわ
けです。私は、やはり政治経済なんかを詳しくや
るよりも、もっと歴史をやつてきてもらいたい。
殊に政治経済なんか書かれていてことを見ます
と、これをマスターできればもう大学に來る必要
はないんじゃないかと思ふぐらい程度の高いこと
が書いてあります。恐らくその意味内容はわから
ずに、ただ言葉だけを覚えてくるんじゃないかと
思ふんですけれども、もしそれであるならば、私
はむしろ弊害——かえつて大学に來て、あつそれ
はもうわかっているというふうなまじめに聞か
なくなつてくる、かえつて教育上マイナスじゃな
いかと思ふんです。私に言わせまして、高等学校で
教えているような政経の科目というふうなものは、
現代社会がある限りは不必要じゃないか。も
ちろん高等学校の人が全部大学に進むわけじゃ
ございませんから、そのまま社会に出る人がござ
いますので、私はやはり現代社会程度の公民的な知
識は私は必要だといふふうに考えておりますけれ
ども、それ以上のことを高等学校で果たして教え
る必要があるかどうか、教育課程の方に御諮問な
つていただきたいというふうに思ひます。

それから最後に、もう時間がなくなりましたの
で、これ去年の内閣委員会、臨教審が設置され
るときの内閣委員会が私取り上げた問題ですけれ
ども、中学校の私立及び国立の中学校の入学試験の
問題がとも小学校の教科書で教えていることを
やっただけでは答えられないような問題がある。
去年の内閣委員会では森田大臣でしたけれども、
そのときに筑波大学の中学校の入学試験問題、こ

れをできますかと森文部大臣に聞きましたら、私
はできません、大臣でさえ答えられない、私も答
えられなかった。恐らく並みいる文教委員の人た
ち一人も答えられないような問題でないかと思
うんですけれども、それはつまり新聞をよく読んで
なくちゃいけないし、しかもその問題が日本と発
展途上国との経済援助の問題についての問題でし
たけれども、ある国、ある時代については言える
ようなことを何か一般的に答えるというふうなこ
とは、これはとても大学生でも答えられない、私
も答えられないと思つたんですけれども、そうい
う非常に難しい問題がありますし、それからここ
に国立私立中学入試問題集というのを持ってい
ましたけれども、これを見ましても小学校で習
った知識だけでとても答えられない。もちろん、
私立に対して文部省がどれだけ介入できるか、こ
れは非常に問題で、じゃ自分のところは暗記力の
強い学生を集める、そういう趣旨でやっているん
だから、暗記さえできればそれでいいんだ、それ
で入学させるんだという学校の趣旨であられ
ば、また何をか言わんやですけれども、どうも試
験問題が難しく、塾に行かなければ答えられな
い、塾で受験用の教育を受けなければ答えられ
ないような問題が出てくる。これもやはり私は私
立学校に対して反省を求めたい。折に触れ文部省
の方でもそういう意見を私立の方にも伝えていた
きたいというのを感じております。これは私の
意見でございますので、もし御意見があれば伺
いまして、なければ結構でございます。

とやはりスポーツなどをするということで知育、
徳育、体育の調和のとれた発達が必要だと思
うんでありますけれども、それが進学塾が盛ん
になるなどということのために知育偏重になりか
けてきておると。これを根本的に直していくた
めには、一つは今先生御指摘のような一部の私立
中学校等の入学試験の試験問題、これに少な
ず問題があるというふうにも思っております。
この点では文部省もかねてから私立の中学校を
所轄しておる知事に対して適切なものになるよう
指導してきておるわけでありまして、まだ十分
いう指導が徹底してないと思われましますので、
今後ともそういう点は十分徹底したことがな
されるように努力をしていきたいと思っております。
午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

教育、文化及び学術に関する調査のうち、臨時
教育審議会における審議状況に関する件を議題と
いたします。

本日は、参考人として、臨時教育審議会会長岡
本道雄君、同審議会第一部長天谷直弘君及び同
審議会第四部長飯島宗一君の御出席を願って
おります。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上
げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席い
ただきましてまことにありがとうございます。
議事の進め方といたしましては、臨時教育審議
会における審議状況につきまして二時間四十分
度各委員の質疑にお答えいただきたいと存じま
す。どうぞよろしく御願い申し上げます。

それでは、これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○久保亘君 最初に、岡本会長にお尋ねいたしま
すが、臨審の第一次答申には明確に教育基本法
の精神にのっとりて審議を進めた、こう書かれ
てございますし、そしてまた臨審の設置そのも
の教育基本法の精神にのっとりて審議をするこ
とで設置をされているのでございますが、基本答
申をいよいよ検討するに当たって、という会長
の一言がございまして、「いよいよ基本答申を
いよいよ秋を控えて、「教育基本法の精神」をこ
ろ理解・納得していかなくてはと思つて、本夏は
万事を放擲して基本法制定の経緯から本文の逐
条までゆつくり勉強した。その経緯にもいろいろ
感慨があるが、年齢のせいもあるかと思ふが、
「非常に謙遜なさっておりますけれども、「本
文は何とも読みづらい」という感を持つた」と、こ
ういふことが書かれてございます。また、天谷
会長も衆議院において同じようなことを述べて
おられるようでありまして、教育基本法の本文が
読みづらいというのはいささか意味深な感じが
する。教育基本法が教育の目標を明確にしてい
ないという考え方は、この基本法をどうお読み
なれど出てくるのか。そして、そういうお立場
で第一次答申を教育基本法の精神にのっとりて
審議をしたという答申を出したのとはどうい
うことなのか。その辺からお聞きしたいと思
うので。

○参考人(岡本道雄君) この第一次答申のとき
からこの審議会はそもそも教育基本法の精神に
のっとりてということでございますから、一次答
申は改革の方向から出ておりますけれども、や
はり教育基本法をしっかりと読んで、そして
その精神を納得して、そして改革の方向とい
うものが出来るものであります。そういうふう
な努力は私としていたしまして、それでござ
います。そういうふうな努力は私としていた
しまして、それでございまして、これは審議会
として、実例を先生方御記憶の自由化論のとき
も、やはりその中で自由化できるできないは
教育基本法の条項に照らしてというふうな操
作もやっております。それで、一次答申とい
うものは改革の方向というので出ております
けれども、このたび基本答申を出すというこ
とにつきましては、私自身としては一次答申
のときよりさらに詳しくあれを読んだとい
うことでございまして、それで、極めて率直
な感想としては、大変読みづらかったとい
うことは年のせいもあると思ひますけれども、
一般的な文章としては私は大変読みづら
いと思ひました。それで、あそこにも書
いておきましたけれども、法律の文章とい
うのは、例えは教育の目的などに關しま
して、あれを一人個人の完成という大目
的を立てて、それから個人の資質とそれ
から國民としての資質というふうな二つに分
けて、そして私は私なりにこれを理解いた
しまして、そしてこれが現在では勉強した
内容は、方々のいろいろなものも読みま
して、現在では勉強した内容は、方々の
いろいろなものも感じておまして、その
点衆議院でもそういうふうな申し上げて
おる次第でございます。

○久保亘君 教育基本法というのは、私は日本の
いろいろな法律の中では非常に読みやすい法律だ
と思つております。それで、これは日本の戦後の
教育を進めるに当たって宣言的な意味も持った
と思うのでありますけれども、この教育基本法の前
文並びに十一條しかありませんこの条文を見て、
読みづらいつたというのとはどういふことか。そ
れを私はお聞きしたいと思ふので。

それから、そういう読みづらいつたとか、あるいは
一部会長が言われたと聞いております教育の目標
が不明確であり、今日の解釈をしなさいかぬと
かいふようなそういう考え方というのとは、や
はりこの教育基本法はもう変えられなければなら
ぬという考え方が根底にあることではないん
でしようか。私はこの教育基本法を読みづら
いと思ふ國民がそんなにいないん
であらうか、読みづらいつたという國民が
そんなにいないんであらうか、読みづらいつた
という國民がそんなにいないんであらうか、

目的が不明確だとか、そういう考え方の人たちが集まって今日の教育改革を論議されるということについて大変危惧を持つものでありますが、どこが読みづらいんでしょうか。

○参考人(岡本道雄君) これはよく注意して読みますと、「教育は、人格の完成をめざし」と、これが最終のゴールであるということははっきりわがります。それからその次に「平和的な国家及び社会の形成者として」と、こういうふうに言っているわけですがね。ところが私は最前記したように、この点はこれは国民としての、最終の全体のゴールは人格の完成を目指したけれど、これは国民としてというので、それから個人としては心身ともに健康な国民というふうな読み方でここへたどりましたけれども、しかしこの文章を読んだとすよ。その意味で私は英語の文章の方がまだいいと思つたくらい大変読みづらかったです。

それはもう私個人のことで、率直に読みづらかったと申し上げるより仕方がないです。何もこれに対して特に偏見を持っておるわけではないんでして、それでもこれは文章として大変読みづらかったということを申し上げておるわけです。

○久保直君 そうすると、会長がおっしゃいます教育基本法の法律が非常に読みづらいということは、この基本法の精神というものが理解できないということではありませぬ。それで教育基本法のこの理念というのは、会長としてはこの臨教審の審議を通じて変わらず尊重してお考えになると、こういうことでよろしゅうございませうか。

○参考人(岡本道雄君) それでは、この審議会は、「教育基本法の精神にのっとり」ということでございませうので、私は自分の感想で読みにくくても、これからこの精神を読み取ることがまず第一なんですね。その意味で、私は私なりに努力をして読みまして、そして今のところ、この中から精神というものを読み取り得ると感じたわけですから、それで、このことは第一次答申のときも同じでございまして、そして夏休みになりましたら読んでみても、やはりこれから精神というものは読み得ると考えたわけですから。

それで、その精神というものはどういふものかといひますと、やはりこの本文と、それから制定の経緯とか、それから立案者の考え方とか、それから文部省の訓令とか、それから学校教育法とかいふもののがございまして、そういうものを夏休み中にしっかりと読みまして、この教育基本法の精神というものは私なりに第一次答申のときと同じように今後これを堅持していきたい、そういうふうに考えております。

○久保直君 この委員会には初めておいでいただきましたので、天谷部会長にお尋ねいたしますが、衆議院で言われたと報道されております「教育基本法の表現は抽象的、主観的で読みづらい」とどこにアクセントを置いたのか、「今日の解釈が必要だ」とおっしゃったと報道されておりますが、これは違つておりましたら訂正してください。教育基本法の表現が抽象的、まあ、これは抽象的と言え、主観的と言えるところもありましよう。しかし、主観的で読みづらいというのはどういふことですか。

○参考人(天谷直弘君) 主観的という表現を使つたかどうか、今正確に記憶しておりませんけれども、抽象的、そして今の現実に照らしてそれが具体的にどういふことを意味しているのか余り客観的に明らかでないと思つたか、理解しにくい点がある、そういうような趣旨で申し上げておりました。

○久保直君 それでは、部会長は教育基本法は書き改められなければならぬとお考えになつておられますか。

○参考人(天谷直弘君) 昨年、中国に参りましたときに、中国の方々が今の中国ではマルクスの現代的解釈に大変苦心をしているというお話がございました。それは、マルクスは十九世紀に生きており、マルクスが見たのは十九世紀のイギリス資本主義でございました。ところが、二十世紀の中国はその十九世紀のイギリスとは大分違つておりますので、したがつてマルクスの精神を今生かすためにはどう解釈すればいいか苦心をしているというところもございました。

昭和二十二年に教育基本法は制定されておりますが、そのとき食うや食わずの時代でございましたが、今は非常に豊かな時代になつております。さらに、第一部会が受けております審議事項、これは二十一世紀を展望する教育改革ということでございます。二十一世紀と一九四七年とは随分現実とは違つていられるわけでございます。

そういうわけで、そういう現実の変化に対応いたしまして、教育基本法のどこにアクセントを置いて読んでいくかというように考えて、第一部会としては審議をしておる次第でございます。

○久保直君 そういうことが必要だとあなたが考へておられるのは、この戦後教育の基本になつてきた教育基本法の理念というものを対して今変えなければならぬ状況があるとお考えになつておられるのであり、いわゆる教育改革とは違つて、日本の教育の根底に立つべき理念そのものに對して違つたお考えをお持ちになつておられるのではないかと私思ひなつた。十九世紀のマルクス主義を、百年以上たった今日、どういふふうに適応させていくかという問題と、戦後、日本の古い体制を変えて、戦後、民主的な文化国家を目指していく、この教育基本法に基づいて日本の教育が四十年間進んできたこの問題を、それを同じような、比喩でしようけれども、考え方とらえておられるということは、教育基本法の理念に對してあなただけの正しき解釈という言葉を實際は納得できない問題をお持ちになつておられるんじゃないですか。

○参考人(天谷直弘君) 私は教育基本法の基本的な理念に關しまして賛成でございます。ただ、今の日本の教育の現実を見ますと、例えば教育基本法の豊かな個性とか個人の尊重とかいふような理念が果たして生かされているのかどうかということにつきましては、かなり疑問を覚えるを得ない。したがしまして、理念がそのまま現実に反映されていらないのではなからうかという気持ちを持つております。

○久保直君 それは教育基本法の解釈を今日の現実に変えなければいぬということではなくて、教育基本法の理念が今日まだ完全に実現されていないということなんじゃないですか。そこは非常に違ふんです、はつきりしておいてもらわないと。教育基本法の理念を今日読みかえなければならぬという立場と、教育基本法の理念が日本の教育の中にいまだ十分に生かされていないから、こゝでその生かされていない問題を我々は分析して、生かされるようにしなければならぬということとは全然違ふんです。それは、あなたは今私が聞いてゐることに正面からお答えになつていないと思つてゐるんですが、どうなんですか。

○参考人(天谷直弘君) 私は理念を読みかえなければならぬと申し上げたことはございせん。○久保直君 それでは、何か教育基本法を改める、もしくは今までの解釈の仕方が何か間違つておつたような言い方で、教育基本法の正しい解釈が必要だというふうな誤解を生む発言は、臨教審の責任ある立場にいらつしやる方が不意にお使いにならぬ方がよいのじゃないでしょうか。教育基本法の理念は生かされなければならぬとお考えになつておられるなら、教育基本法の理念が今日完全に生かされていない点を我々はどういふように生かしていくかというのを考えるのだということでは明確に言つてもらわないと、非常に私どもは、あなたの今言われたことを聞くとわかるんですが、誤解を生むんです。そのような表現をお使いになつておられることはやっぱりどうも悪いが悪いとお考えになりませぬか。

○参考人(天谷直弘君) バイブルでも、マルクスの資本論でも、あるいは憲法でも、教育基本法でも、解釈がこゝでとまるといふことは、私は人間

が思想の自由を持っている限り、あり得ないことであると考へております。時代が変れば解釈は変わるはずでございます。それは時代の現実に照らしまして教育基本法の理念のどこにアクセントを置くかというところから、そういうアクセントの置き方は私は時代とともに変わっておかしくない。それは臨時教育審議会であらうと、あるいは一国民であらうと、皆教育基本法の読み方の自由というものを持っているというふうに考へております。

○久保直君 時間が短いので、もう余りこのことで議論しようと思いませんが、私は国民が教育基本法を読む自由というものを持っているというのば、それはそれでよろしい。しかし、今のあなたのお立場というのは教育基本法の精神ののちとして日本の教育改革を審議をする審議会の委員であり、その部会長なんです。だから、あなた流の読み方が何でも通用するんだというところで、部会長という立場でいろいろおっしゃることは私は問題があると思ひます。その点は、会長がおっしゃっていることは大変私は率直だと、正直な言い方だと思ひます。そういう点についてここで議論をしても、またあなたも反論がありましてようから、これ以上は申し上げませんけれども、教育基本法の考え方について、理念そのものが間違っていると思ひない、教育基本法の精神をどう生かすかというところが教育改革だということについては御同意をなさったようですから、それでまた次の機会にこの問題についてはお尋ねしたいと思ひます。

次に私は、今日の日本の教育制度にかかわって行財政改革の立場から、非常に重要な問題が提起されつつあることについて、臨教審はどのように受けとめておられるかということをお聞きしたいのであります。

それは、義務教育費国庫負担制度の改革といひますか、この制度をだんだん削減していこうというところが政府によって考へられておるのであります。特に本年度の予算編成に当たっては、高率補助金の一律削減というそのどきどきにまぎれ

て、長年教育制度の根幹として存在した教材費や旅費の国庫負担をカットいたしました。それだけではなくて、最近では学校教職員の人件費の国庫負担制度に手をつけようという動きがあります。この問題については文部大臣は、これは日本の義務教育の根幹にかかわる問題であるから、文部省としては絶対に譲れない、こういう御発言を再三にわたってなさっているのではありませんが、義務教育の根幹に触れる制度が、今その財政上の理由で揺らぐとしていられるときに、臨教審がこの問題について全く無関心でいらつしやるわけはない、こう思ひますので、この問題に対してひとつ会長の御所見や、それから臨教審において御議論になったことがあれば、その経過についてお話しいただきたいと思ひます。

○参考人(岡本道雄君) 財政の問題は、私が今までここで申し上げておりましたことは、臨調と教育審議会とは本来立場が違ふということでございますが、しかし第一次答申にも申しましたように、国の財政というものを無視してはあり得ないと思ひます。ですから、すけれども、今おっしゃいましたように教育財政の問題というのは大変重要な問題でございます。我々はこの主要課題の中に「教育行財政の見直し」というものを挙げておりました。その内容としては、「教育に関する経費負担、財政に關し、官民分担のあるべき姿、各種補助金、父母の教育費負担などについて検討する。」という次第を挙げておりましたけれども、現在は審議の状況としては各方面からヒアリングを行つておると、大変慎重に審議するためにヒアリングを行つておるといふことでございまして、今後の重大な課題として取り上げる方針でございます。

○久保直君 いじめの問題などについて、臨教審が審議の予定になつたものを取り上げて、非常に緊急に対応されようと思ひをされました。きょうは時間の関係もありまして、この問題を詳細に議論できませんけれども、義務教育費国庫負担制度というものが変えられるということは、これは一つのマイナスの教育改革だと私は思ひているん

です。教育の推進に逆行する教育改革を財政上の理由でやろうとしていふことだと思ひている。この問題については文部大臣が公式の場で、これは日本の教育の根幹にかかわる問題だから絶対に文部省としては譲れない、ここまで言つていらつしやるような問題について、臨教審は、それは行財政の問題で、文部省のやつておることじゃということと余り御関心がなかつたれば、私は大変問題だと思ひます。こういう問題についてこそ臨教審は義務教育の制度の根幹に触れるような問題について、財政上の理由でここに手をつけることは、教育改革を審議している立場の者としては認められない。それぐらいのことは臨教審としておっしゃつてもいい時期なんじゃないでしょうか。

○参考人(岡本道雄君) おっしゃる趣旨はよくわかります。今後生かしてまいりたいと思ひます。おましますけれども、現在、審議の状況としては、最初私が申し上げました状況であるということより申し上げられない。

○久保直君 これは、来年になりまして基本答申の中でお述べになりました。もうそのときは手おくれかもしれないです。そのときには臨教審に對して私も少し物を申さなければならぬようになるんですよ。したがひまして、少なくともそのときそのときにおいて必要な課題については逐次答申を行うということをおられるんです。だから、答申の形をとるかどうかは別にして、臨教審として義務教育費国庫負担制度の問題についてどう考へるという所見をお述べになる時期は今なんじゃないんでしょうか。だから、その問題について臨教審としてお取り組みいただけるかどうか、会長の御意見をいただきたいと思ひます。

○参考人(岡本道雄君) 今おっしゃつた教育財政の問題自体をどこまでということにつきましては、全体としていつまでというにははつきりなしていません。ただ、一つ、ここでもたびたび御注意をいたしておりますように、財政の問題を抜きにしては実現というものは難しいんだから、個々の具体的な改革案に対して、財政問題か

らその見通しというか、そういうものをやれというところは強く御指摘いただいておりますので、現在はその方針で個々の問題に關連して、そういう問題は逐次指摘していきたい、そういうふうに考へております。

○久保直君 それでは次に、今、国大協を中心に非常に大きな問題となつております大学入試改善について、きょうは四部会長もお見えになつておりますからお尋ねいたします。

国立大学協会は、六十二年度から共通一次を五教科五科目に減らして、そして受験機会を複數化するという方針を御決定になつたと聞いておりますが、これは臨教審の一次答申の方向とどういう關係になりましようか。国大協の決定は臨教審の答申の方向に沿うものである、こういうふうにお考へになつておりましたら。

○参考人(飯島宗一君) 国大協が今取り組んでおります国立大学の入学試験改革の方向は、私どもが第一次答申で提案をいたしました大学入試改革の方向と基本的には同じ方向にあるものであるという認識を持っております。

○久保直君 それでは、国大協としても六十二年度から五教科五科目に変更されました。これは六十四年度にはもう終結して、六十四年度からは共通テストに変えられる、これは国大協もそのことと合意なさつておられるわけでしょう。

○参考人(飯島宗一君) 共通テストを取り入れた臨時教育審議会の改革の方向につきましては、現在、文部省で国公立大学の関係者から構成をされる大学入試改革協議会というものがつくられておりました。そこには国大協の代表も、それから私学関係の団体の代表の方もお入りでございますが、そこで私どものおよそ提案をいたした共通テストを具体的にどう実施するかという具体案を現在詰めている段階でございます。恐らく国大協もその具体案が詰められました段階で、それを具体的に六十四年度以降どう取り組むかという協議に入るだろうと思ひております。したがって、今の段階で国大協がどういう態度を決定

していることはまだございせんけれども、当面六十二年度からの大学入試改革とそれから入試機会の複数化ということに取り組んでいきたい。その協議会での経過を見て六十四年度以降のさらに改革の進展を図る、そういう構えであるというふうに存じております。

○久保亘君 臨教審が言われている共通テストというのは、私ちょっとわからないところもあるんですが、中曽根さんもあんまりおわかりになっていないような感じだけれども、えらく元気よく、私は共通一次を廃止するために臨教審をつくったんだと、だから答申でそう書いてあるから共通テストにもう六十二年度から変えるんだと街頭演説されておまして、これは六十四年度ということに文部省の方もなつたようですけれども、しかしどうなんですか、共通テストというものの考え方というのは臨教審ははっきりしておるんでしょうか。というのは、私が思いますのは、何か共通テストにすると、教科も科目も受験生の側の自由な選択になるような印象を受験生の側には与えております。ところが、入学試験を実施する大学の側は、自分の大学の側で自主的にこの教科、科目を今度は選択するわけでしょう。そうなった場合には非常に受験生並びに高校の教育というものの中には共通テストというのは複雑な要素を提供して混乱をする可能性はないのかな、こういう点で疑問を持っているんですが、臨教審では共通テストというものの性格については相当御議論になつて何か方針をお持ちなんじゃないですか。

○参考人(飯島宗一君) もちろん共通テストの提案をいたしました背景には、この種の問題については私どもとしてはできるだけの検討はいたしました。今御指摘の点で、実は共通テストの教科、科目の選択は受験生の側の自由ではございせん。これは大学側の指定であるということでございます。

それから、確かに混乱も予想されるかもしれませんが、私どもの問題の焦点は、公立大学共通一次試験というものを全く廃止をして各大

学の自由な入学試験体制だけということになりますと共通一次試験導入以前の状態に戻るわけでございますが、その戻り状態というものを求めて現在の入学試験にまつわるさまざまな問題点の解決に資し得るかということを検討いたしますと、私どもはそれは見通しがないと思ひます。したがって、共通テストについてはおわかりにくい点があると思ひますが、基本的には私どもの考えでは国立大学が七年間行つた共通一次テストの経験というものとそのあり方というものは共通テストの基本に踏まえるべきものであるというふうに考えております。そして世上言われたところの国立大学共通一次にまつわるさまざまな問題点というものは思い切つて新しい共通テストの段階で改革をいたしますけれども、しかし高等学校での教育の達成度の水準をある程度見るとか、あるいは各大学が自由な入試を開発する、多様な入試を開発するゆとりを生ぜしむるための共通テストの存在の意味というものはこれを評価いたしまして、そしてそれを新しい形のテストとして位置づけたい、こういう趣旨でございます。

○久保亘君 では、もう基本的には共通一次の少し変形したものという形になつて、受験生の側はやっぱり全教科受けておかないと大学側が全教科要求するところがありますから受験できないと、こういうことになりまして、だから、そうすると共通一次にかえてというのは共通一次を少し改革して共通テストにすると、こういうことなんだと思ひますね。それでただ一つ大きく変わるとすれば、この答申の中にもありますが、共通テストを大学入学資格試験とすることも検討しなければならぬということがございますが、大学入学資格試験とするとこのことについても共通テストの性格を決めていく場合の課題としてこれから検討すべきだと思ひますね。

○参考人(飯島宗一君) 私どもの答申の範囲では、共通テストを資格試験化するという考えは含まれておりません。

○久保亘君 そんなことはございせんですね。

これは答申でございすよ。たしか共通テストに於いて資格試験的な取り扱いというの項目に入つておまして、そういうこともこれから検討すべき課題として答申に述べられてるんじゃないでしょうか。

○参考人(飯島宗一君) そこは大変言葉が混乱をいたしますけれども、共通テストを資格試験にするというところは、私どもの理解では全面的に資格試験として共通テストを取り扱うということは私どもは考えておらないということなんです。ただ、大学がその共通テストを利用する場合に、ある大学がそれをある資格試験的な利用をする、言いかえれば、資格試験的というのは足切りということなんです、簡単に言えば、この点数に到達し得れば資格を与えられ、この点数に到達し得なければ資格がないというのが資格試験ですから、したがって、大学によってはそういう取り扱いをなさるといふ自由もそれは考えられますということとを申し上げておるわけです。

○久保亘君 臨教審のおっしゃつた意味はわかりました。

そうなりますと、今度国大協がお決めにしました受験機会の複数化は、受験生が一・五倍ぐらいになりまして、大学にとつてみれば、そうすると、この共通テストが足切りの材料に使われるという可能性がうんと高まってくるということが一つ私問題だと思ひます。

それから、受験機会の複数化ということについて、今度国大協の方も大変慎重に各大学学部から、これは共通一次をつくることと一期校、二期校の制度を廃止することと一体のものとしておやりになつたのだから考えてまいりますと一体どういふ結果になるんだろうか。そして臨教審や国大協が期待されておるような受験機会の複数化という成果が本当に残るんだろうかという疑問もあるんですが、私の時間が参りましたので、この点について、私はひとつ、こういうことが考えられるかどうかを部会長にお聞きしたいんです。

が、今言われております受験機会の複数化は、やっぱり一期、二期そしてプラス三期と、こういうような考え方でございすね。だから、私立大学でおやりになつておるうちに、国立の各大学学部が一カ月なら一カ月の期間の中で自由に試験期日を選択され、それを公示される、そして受験生の方には受験する大学の数に一定の制限を置く、こういうことで選択の幅をもつと広げて、そして大学の自由で自主的な判断が生起するということなことはこれは不可能なことなのかどうか。今のようなどことやりますと、一期校と二期校に分かれる、それに今度はプラス三期校が出てくる。かつて弊害とされたものがまたそのまま返ってくるんじゃないか、こういう危惧がありますが、私が申し上げましたようなことでやりますと受験生たちはかなり自由な選択の幅があるんじゃないかな。こういうことを考えるんですが、いかがでしょうか。

○参考人(飯島宗一君) 御指摘の方法も一つの考え方だと思ひます。

今国大協は、御心配がありましたけれども、とにかく今度の複数化については、それが実際の効力があるような形のものに極力努力をしようということをお願いしております。

それから、旧来の一期校、二期校の再現を避けるための諸般の努力をするという方針を決めておりますので、御意見もまた参考にいたしまして国大協の中でも十分検討いたしたいと思つております。

○本岡昭次君 私は、二十分という短い時間ですので、主として岡部会長に伺ひます。

先ほど久保委員の方からお話が、あるいは質問がありました。私もこの「臨教審だより」の十月号ですか、これを読んだわけでありまして。会長が第二次答申に向けて教育基本法をしっかりと勉強した、夏はすべてのことをやめてこれに集中したとお書きになつておられるので、私も大変興味を持ちました。

それで、きょうは二十分程度の時間なので、こ

の教育基本法の問題を中心に、岡本会長がしっかりと勉強なされたそのことについてお伺いしたい、こう思います。

それで、まず第一点ですが、なぜ教育改革を必要とする現実があるのか、つまり、それは教育の荒廃と言われるような状況が現実にあつて、国民も、あるいはみんなが何とかしなければならぬということになつてゐるのでありますが、なぜそのようなことになつたのかという根本的な理由を考えて見ますと、私は次のように思うんです。

戦後の日本が教育の問題について、教育基本法という立派な教育の指針、教育憲法と言われるものをもちながら、昭和三十一年以降歴代の政府が教育基本法を意識的に軽視して、さらに空洞化をも進めてきた教育政策の結果が、言つてみれば今日の教育の荒廃と言われるような状況をつくり出してきてゐるのではないかと結論に達します。だとすれば、今必要な教育改革は、岡本会長も夏すべてのことをやめて教育基本法の勉強に没頭したとおっしゃる通りに、やはり教育基本法の意味と価値というものを改めてお互いに認めて、それが示し求めている教育の方法と内容は何であつたのかということと現在の教育を再構築していくことではないかというふうに私は思うんですが、岡本会長、勉強をされたその結論として、私が今思つてゐることに對してどういふふうなお考えをお持ちですか。

○参考人(岡本道雄君) 現在、なぜ今日教育の改革かということに關しまして、やはり教育の荒廃ということと國民がこゝま放置できないという気持ちだ、そういう認識は確かでございます。その際に、私は、それが政府のやり方が画一的であつたというだけにとどまつて、それで私いつも申しますのは、今日の状態を教育改革が必要だといふことは皆認めておるんですが、それに対しては、今日に來た理由として、今日まで教育に對して力を及ぼしたものの、それはやはり、国、文部省でございます。それから教育の現場、これは教職員組合も含めて、それから大学、特殊な自治を主

張してゐる。それからそれを許した國民。こういう四者がそれぞれ全部反省をして改革に取り組むということが必要なんです、この際、ここにも申しておりますように、「お前が悪かつた」「いやお前だ」といつたことではなく、まず、それぞれ自らの中に変革を求めるところから始めて立場の違いを越えて一致団結、國民の熱意に應えるのが誠意というものの「だ、こういう気持ちでおります。したがつて、その次に、私が夏すべてを放てきして——まあこれはちょっと何ですが、勉強いたしました結果、最前お答え申しましたように、理念と申しますか、その基本的なものにおいてはこれは変わらない不変な大切なものを持つておる、そういう認識に達しておるわけです。それを具体的に申しますと、「個人の価値と尊厳との認識に基き、人間の具えるあらゆる能力を、できるかぎり、しかも調和的に發展せしめる」視点からというふうなことです。そういう基本的なものにおいてはこれでいいと、そういうふうな認識したということでありま。

○岡本昭次君 今のお話ですが、やはり教育基本法ですね、それが古いもので現実に役に立たないんだということではなくて、ここ戦後四十年、教育基本法の理念を本當に実現するために教育行政も國民も挙げて努力してきたかというところ、そうではない結果が今日の現実をもたらしてゐるんだ。そういう意味で、私は、教育基本法というものを改めて認識し、その価値というものを直すということとを臨教審に大切にしてもらいたい、こう思うんですが、その点いかがですか。

○参考人(岡本道雄君) 本審議会は教育基本法の精神にのっとりということが大前提でございますので、私がずっともうお答えしてありますように、その点は変わりありません。

○岡本昭次君 それで、教育基本法の第十條であります、これは教育の自主性と民主主義、そして教育行政の任務は教育条件整備にあるというふうな定めた極めて重要な中身を持つてゐるんですが、この教育基本法の十條をやはり具体化し、そ

れを實踐課題としていく最大のものが戦後つくられた教育委員会というものであつたと私は思つております。したがつて、教育委員会が本當にこうした教育の目的を遂行していく教育行政機関としてその機能を發揮したのかどうかという検証は極めて大事だといふふうに私は考へております。そういう意味で、戦後、公選制の教育委員会があり、昭和三十一年からはそれが任命制の教育委員会に変わつたという変遷を遂げております。その功罪をここで論じる時間はありませんが、教育基本法の理念を最も忠実に具現した教育行政の組織といふのは公選制の教育委員会ではなかつたか、こゝろ私は考へるんでありますが、教育改革といふことの中で、極めて重要な教育行政のあり方の問題として、公選制の教育委員会という問題を、臨教審の中で重要な課題として論議する必要があると考へますが、岡本会長はどうお思いですか。

○参考人(岡本道雄君) 教育委員会のあり方につきましては、主要課題の中に「教育行政の直直し」といふものがございまして、その一環として第一部会を中心に審議されるところでございまして、

それで、特に第一次答申におきましては、「教育委員会については、とくに市町村教育委員会の権限と責任を再確立する」という観点から、その充実に役割の明確化などを検討する」ということになつておりますが、特に最近、御存じの「教員の資質向上」につきましても、適格審査委員会というふうなもの論ぜられる際にも、やはり教育委員会というものの機能を今しつかり見直そうということ、この点には十分注意いたしておるわけでございまして。

今後公選制の問題も論じられるときがあると思ひますけれども、現在は、これは教育基本法十條からでございますが、これにつきましても、教育委員会の今日までの経過の上でいろいろ問題があつて今日の状態になつておるといふふうに私は理解しております。いずれにしても、今後臨教審としても種々論議が行われるものであるとい

うふうに理解しております。

○岡本昭次君 今会長のお話にありましたように、教育の、いわゆるそれぞれ各地域でもって責任を持つてやっていくという教育の自治、あるいは地方自治の本旨に従つて、教育の地方分権化といふような問題も大いに臨教審の中で論議をされてゐるようでありまして、私は極めて重要な問題だと考へてゐます。

そこで、今教育行政の中で重要な役割を握つております教育長の問題なんです、この都道府県の教育長は文部省の承認を、市町村の教育長は県教育委員会の承認を受けるという承認制度があるんです。私はこれを行政改革特別委員会のおき、当時の文部大臣に質問したんですが、文部大臣は、これは教育行政のくさびとして必要だといふ答弁が返つてきたんであります。私は極めて不適當な言葉ではないかと申し上げましたが、今会長の答弁を聞きまして、やはり教育長のこの承認制度というものの、文部省が都道府県の教育長を、あるいは都道府県の教育委員会が市町村の教育長を承認をしなければならぬという、そういうことが臨教審が盛んに言つておられる教育の硬直化、画一化といふようなものにも結んでいきます。個性豊かな教育といふものがそれぞれこのところに行われないといふことにもなるわけで、これは都道府県知事なんかも挙げてこういふことはやめてもらいたい、地方自治の立場から、と言つてゐるものが依然として続いているんであります。この問題は非常に重要な問題として臨教審で取り上げて、ぜひとも改革していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○参考人(岡本道雄君) この問題につきましても、主要課題の、最前申しました「教育行政の直直し」のところ、今後審議されるというふうな考へております。

かつて第一次臨調でも廃止の指摘があつたけれども、種々検討の結果、必要なものとして存続したという事実もございまして、それでいろいろ教育長の承認制の功、メリットとしては、国、都道

府県、市町村の連絡、協力を図るためとか、それから教育行政に関する専門的知識、経験のみならず、行政的な意見、能力をも含めて広く適材を得るためとか、いろいろございまして、そういう検討も、いずれにしても、過去にもそういう検討が行われたこととございまして、このたび臨教審としても、改めて「教育行政の視直し」のところでしっかりと検討したい、そういうふうに思っています。

○本岡昭次君 臨教審は今深刻になって社会問題化している学校における子供たちのいじめの問題とか、あるいは非行、さらにそれが高じて自殺に追い込まれていく子供、また教師の体罰あるいは登校拒否が年々増加して、昭和五十年と現在を比べると三・五倍、二万六千人も登校拒否児がいる。あるいはまた高校の中途退学が、これも年々ふえて十一万一千人もいます。極めて憂うべき状態が今あるんであります。それを臨教審が重大事だと言つて、会長の談話というんですか、臨教審の声明のようなものを出されて、それが問題の解決になるといふようなことは絶対にないんであります。

やはりこの中の基本、二つありまして、一つはこうした学校のいじめ状況が起つていふことにかかわつて、一体教育委員会という仕組みがどうかかわるかということなんです。それぞれの市町村には教育委員会という人がいるわけなんです。が、それではその学校に非常にそういういじめがあつて、親が我が子がいじめられて困る、あるいはまた非行に走つていふ問題児があつて、地域の人はいろいろ関心を持って、その地域の教育委員会にそのことを持ち込んで、あなたは教育委員でしよう、何とかしてくださいというふうなことになるのか、何となくいふふうなことになるのか、ほとんどそういうことには僕はならぬと思う。教育委員会もそういうことについて等閑視していると私言いませんけれども、切実な問題として受けとめられないような状態で教育委員会が存在しているということに重要な問題は問題があると見ております。つまり地域の

住民や父母や子供や教職員との関係というものはほとんどないですね。公選制であればそういう人から選ばれた、支持されたということになりまして、絶えずその教育委員の注意、関心は父母や子供たちや地域のことに向いていきます。しかし、今は任命制の教育委員会でありまして、首長に任命されるんでありますから、結局、そのところは間接的になってしまつて、そして現実には教育委員の責任だと思ふんです。そういう自覚すら起つていない、こういうことで五人もずっといても。だからやはり教育委員会を地域住民、親、子供たちと血の通つた行政機関、組織とするための抜本的な対策というものを臨教審が打ち出していかねば、幾らああいふ声明を出されてもどうにもならぬ、そういう意味で私は公選制という問題の、その持つ重要さというものを痛感しているのが一つであります。

いま一つは、やはり学校というものが非常に安易にそうした子供たちを切り捨てていくことから登校拒否が起る、中途退学が起る、こういうことが今現象としてあります。なぜ学校の教師がそれじゃ切り捨てていくのかという問題であります。が、そのことにかかわつて臨教審が問題教師というものを摘発して、適格審査会にかけてそれを排除すればいいという排除の論理の中で、あるいはまた研修をやつてそういうことを起こさない教師をつくればいいというふうな、極めて管理主義的な形の中の対応をやるうとしております。僕は絶対これはだめだと思ふ。問題はやはり教育改革をどう進めるかという、あるいは学校の今起つていふ現状にどう対応するかということについて、教職員がやっぱり自主性、自発的精神というものをどのように高揚させるのか、向上させるのかという問題についての対策、対応というものを臨教審が出すことが結局学校のいじめとか非行とかという問題に対する基本的な解決だと思ふんです。この十月号の最後の「編集後記」に香山さんがそういうふうなことを書いてあります。ここに

「教師を管理や取締り、動員の対象のように考えることではなく、自由、自律、自己責任の原則を確立し、教師の個性、創意工夫の努力、責任感、自主的精神などが十分に発揮できるように」そうした条件整備をしなければいけぬと、こう書いておられますが、私は文字どおり香山さんのこの部分だけ、ほかには私はたくさん反対の部分いっぱいあるんですが、文字どおり、これは教師の自主性、自発性、それともう喚起するかと、こう思ふんです。ところが、今の臨教審のやっていることは、逆に教師の自発性とか自主的精神、そういうふうなものをしぼませていくような、萎縮させていくような形にばかり、こう持っていくんですね。だから問題は、いよいよ僕は深刻になっていく。そのあげくの果てが精神病院へ子供をほうり込んだらこれで済むんだというふうな本当に嘆かわしいことが今起り始めていふんであります。子供たちだつて人間ですよ。教育基本法の第一条に、会長が言われたように「個人の価値をたつとび」なんてなことはかけられないようなことが今学校で行われているという状況を私は考える、臨教審の皆さんの間違ひのない対応をしていただきたい、こう思ふんです。

それで岡本会長、今の教員の資質向上策とかあるいはまた教育委員会のあり方とかというふうなことにいつてどのように岡本会長が真剣に考えておられるのか。そして最後に言いましたけれども、一番末端の中でもうどうしようもなくなつた子供が安易に精神病院へ送られていくような状況、そうした問題にもしっかりと目を向けて、臨教審が現在の教育の底の方を救い上げて、改革する方向に出てもらわなければ国民は臨教審なんてもう何ら期待しなくなるし、かえつて教育にとって有害だと、私は思ふんですが、どうですか。

○参考人(岡本道雄君) 教育委員会に關しましては、おっしゃいますように、いじめの問題だとか、そういう生徒の方の問題もございまして、それから教員の資質向上という問題もございまして、やはり、このものがしっかりとせぬといかぬというところで、これをひとつ焦点にして検討していこうということになっておる点は先生の御指摘のとおりでございます。

それから、いろいろ教員の資質向上については研修、採用いろいろ方法はございますけれども、大事なのは現職教員の研修でございますが、それを他動的にいたしますか、よそから命ぜられてというんじやなしに、やはり現職教員その人たちがみずから進んで研修を受けようという気持ちを起こさないためであるというふうな総会でも指摘されて、その方向に検討が行われるはずでございます。現在それがどうしたらいけないということについては今後の検討の結果を待つということでございます。

○仲川幸男君 大変お仕事もそれぞれに持つておられる中で御苦労さんでございます。

実は個々の問題につきましてはたくさんあるんですが、時間があるまいので、これからお尋ねをいたします問題は、会長であられ、部会長であられ、臨教審の中核におられる方々でございますから、お三人からそれぞれに私が質問をすることに、お答えをいただきたいと思ひます。

質問の要点だけ先に申し上げておきます。

まず、臨教審の運営の問題であります。内部の運営について私たちがとやかく言うわけではございませんが、周辺の問題があり、結果をこなしていかなければならない、処理をしていかなければならない問題でありますから、当然内部の運営の中から果実が得られるものについても我々は大変影響を受けます。そういうことで、運営の問題についてもお尋ねをいたしておきたいと思ひわけでありまして。

もう一つは、不易な問題と未来像の問題というものが内部で確と御決定がなされておらないままに移行をしておるものがあるのではないだろうか、そういうことの中から先ほどのような御質問もあつたりはするのではないだろうか、まあ、こう思うことが一つございまして。

もう一つは、いろいろいじめの問題も、もろもろの問題が、今道徳が、まあ道徳がと一口に言うてどうかと思いますが、道徳的要素が欠けておるがために起こっておるとは、私は国民全部が感じておるのじゃないかと。そこで、道徳の教科を独立をするということについてどうお考えでございませうか、この三点であります。

大要、実は「臨教審だより」を皆さんお使いになるので、実はこれあえて今から使うわけなんです、私も印をつけてきておるんですが、なぜこれを読み上げますかという、一番物がよくわかりますので、ちょっとここを読みます。その第一の問題であります、これは二号であります。二号であって、会長代理である中山さんの――要らないところを省略をいたしますが、「教育改革について、今までに中教審をはじめいろいろな機関で立派な意見が数多く出ています。臨教審はそういった貴重な意見の集積を、十分に吸収して、その上で審議を進めていかなければならないと思います。また、審議を進めて行く過程において、国民一人ひとりが教育について持っている意見をどれだけ吸収するかということも大事なわけです。審議会だけが、教育改革を唱えながら独り歩きするようなことを絶対すべきでない」ということを基本に考えています。」まあこの後があるわけでございますが、お答えをいただいたら、公聴会も開いております、いろいろなものもやっておりますというお答えになって返ってくるのではないかと、思うのですけれども、私は先生方が自分の仕事を持たれて、短い時間で効率的に成果を上げていくというところを、どうもございませうから、私は、一人一人のことも大変大事でございませうが、私たちが自由民主党の中には、実は教育関係に、文教部会も含めまして現在四つの大きな、教育を議論をし、そしてそこから集約をして、あるいは法律に施策を及ぼしている会が、海部さんの会長、森さんの会長、奥野さんの会長、青木さんの部会長、そういうもので昨年でも七十七回やっておりますんですよ、この会を一年に、本年でももう六十何回。

そのほかに六つの議題があつて、そういう集約の中で日本の文教政策がどうあるべきだということをごなしておりますので、一人一人からお話を聞くと、十分そのあたりの、私たちは責任政党でありますから、今は私は自民党のことを申し上げておきますけれども、社会党さんでも皆さんそれぞれにやっておられるわけなんです。ところが、私の方は責任政党でございませうから、それを文部省に渡して、文部省からもらつてやりとりをしながら法律化して現地へおろさなきゃならない責任と義務があるわけでありませう。そのあたりのことについての会長以下御三人の参考人の、その接触についてどう思われますか。文部省の問題もありませう。まあ文教委員会はどうしてお越しを願つていろいろ意見を聞いていただいたり、お尋ねをしていただいておりますからいいわけでありませうが、その他の問題についてはいかがでございませうか、お答えをお一人一人ひとつお聞かせをお願いいたします、こう思います。

○参考人(岡本道雄君) 先生、運営につきまして各方面の意見をどういうふうにしておるかということでございますが、これは繰返し前から申しておりますように、教育という問題は本当に国民の皆の関心事でございませうので、できるだけ広く聞くことにいたしておりますが、この処理につきまして、仰せのようにまあ忙しいということもございませうけれども、これにつきましては事務局の方でこの各方面からの意見を全部収束してもらいまして、それを全部私どもはもらつて、それを読んでおります。

それと、今度議題別にその各方面の意見をまた並べ直しまして、できるだけ各方面からの御意見を我々にしつかり達し、有効に使い得るような努力もいたしておるといふのが実際でございませう。今後そういう方向でまいりたいと思つておりますので、これは実際の運営の問題としてそういう方法を、できるだけ各方面の御意見を流していただきたいと思います。しかし、ある

意味において国会からやはり委託を受けておる審議会でございますので、これは責任を持って各方面の御意見をいただきながら我々としてまとめてまいりたいと、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○仲川幸男君 ちよつと、そうしたら、そこで、お話をよくわかるんですが、その接触が非常に密にやっていたらいいんですが、その余分なものが出るかもわかりませんが、それは整理をいたさないといけないんですが、御承知のような、まあ自由化から個性化へ変わった当時の突出した問題、また十一月十四日でしょうか朝日新聞で、「仰天した委員たち」云々という、ああいう特別な中で、部会長が委員にもお諮りしないでコピーがマスコミへ配られたという問題は、今会長が言っているような、事前にいろいろ問題があるれば――もちろん会長の責任を私は言つておるの

でございませう、あえて御三人の幹部の皆さん方から御意見を聞きたいというのはいささか意味でございませうから、皆さんが心得ておいてくださいますという意味でございませうから、そういう意味でお聞き取りを願ひたいのですが、そういう、もう私が十一月十四日の記事と言つたらおわかりいただけると思いますが、そういうものが外向に出てくることはないはずなのでありますが、そういうことも含めてあと二人からお答えをいただきます。

○参考人(天谷直弘君) 運営に関しましては今会長がおっしゃいましたことにそれほどうつけ加えることはございませう。マスコミとの関係の問題でございませうが、臨教審でどう議論をされているかというところは、国民の皆様が深い関心をお持ちでございませうので、密室の審議にならないように、できるだけ情報を公開するということが基本的に、は大切だと思つております。ところが、その新聞等への出方が何か臨教審で決定したかのごときな印象を与える出方をすることがしばしばございませうので、これは臨教審の側でもそういうような出方にならないような発表の仕方なり説明の仕方な

りということをするように、注意深く今後とも注意をする必要があるということを常々感じております。

それから教育の理念の問題、不易なものとかあるいは時代に応じて変わるものとか……

○仲川幸男君 いや、それはまだお尋ねをしておりませうので。

○参考人(飯島宗一君) もちろん臨教審の委員の数は非常に限られておりますので、たとえ私ども第四部会で高等教育のことを考えますために、いろいろな個人の方々はもちろんのことでありますけれども、高等教育関係の諸団体、それから文部省、あるいは関係省庁あるいは各政党等でお考えのこと等につきましては、私どもの希望としてできるだけ門を開いて御意見を十分承りたいという方向で今まで努力をしてまいりましたし、今後ともそれに努めたいと思つております。

それから、マスコミ関係のことは、私どもは毎回国民の前に開かれた臨教審という御趣旨でありますから、それぞれの部会について部会長が責任を持って記者会見を行つて、具体的な内容については御報告をしておりますが、その他の問題については天谷さんおっしゃいましたように、私どもとしても十分に留意をいたしたいと思つております。

○仲川幸男君 お答えをいただきかけておりました不易なものとか未来像の問題については、これは私の方から希望を申し上げておいて、後ほど時間がございますしたらお答えをいただくことにしたいと思います。

これは石川先生がお話しになった中で、それをはつきり分離をして焦点を合致しておかないと、たくさんの方が寄り集まるのだから審議ができていくであらうという話をしたことを記憶をいたしております。私は、教育の中にもどうして不易なものがございますから、御承知のとおりであります、何かこの問題については、動かしてはならないというところ、少しでも手を付けますと問題が起るということであらうと思ひますし、未

来像はそれぞれの先生方、権威ある先生方ですから、未来像を特別に持つていらっしゃるでしょうけれども、それはある程度最大公約数を先に求めておかないと、大変広い、もう限らないほどの教育の世界でありますから、私は難しいんじゃないか、こういうことを私が申し上げておるわけでございますから、お聞き取りをいただいておりますかと思うわけでありませう。

私は、大変、会長は先般のちょっと立ち話の中で、私が申し上げたことについてもお聞き取りを、お聞き取りという御理解をいただきまして、十分そのいろいろなことに御反映をした内容も承りまして、大変敬意を表します。私は、天谷参考人も私たちも、評論家とか政治家というのは、自分が言つて向こうの反応をなかなか見ながら後で物を言つたり——まことに申しわけございませんが、そういう性格がございまして、その点大変先般のごくく立ち話の中でできましたことはきょうは質問をしないいたしますが、大変敬意を払っております。

さて、最後の道徳の教科書を独立することにどう思われますかというお尋ねをいたしたい。このことは、先ほどちょっと初めに述べましたように、恐らく道徳教育が不足しておるんじゃないかというの、教育関係者ばかりじゃなしに、今、全国民がそう思つておるんじゃないでしょう、文部省おいでになるでしょうが、あれは現在二単位であると思うんですが、小学校、中学は、もうここで道徳の教科書をつくつて道徳という教科を独立するということは、これが何か戦争にでもつながるか、朕思うでもあるかというような感じを受けるところもあり、そういう議論もあつたりするんですが、私は素直にやはり道徳というものをここで教科を別にして、人間の本来の善というものを教えなければならぬのではないだろうか、愛というものを教えなければならぬのではないだろうか。私はやはりいじめの問題の根本をなすものは愛の欠陥だと思ふんですよ。先般も文部省へ特殊学級があるところと、ないところ

とのいじめの発生率を調べてくださいと申し上げております。私は、特殊学校で校長が、このクラスはこのような障害者であるからみんなが大事にしましょうというのはいじめの特殊学校でも教育をしていくわけなんですよ。その教育の中にあるいじめと、全然そういうものがないところのいじめというものに私は大変な差が起きているのではないだろうか。それは愛の欠陥だということに考える。善であり愛でありというものの集約的なものを道徳教育の中に求めてはどうなのか。道徳という教科書をつくつて道徳科を独立をさせてやつていってはどうであらうか。その方法はいろいろありまして、もうその時期ではないか。このあたりが臨教審が打ち出す最も大きな課題ではないかと期待をいたしておるわけでありませう。

つけ加えてここで申し上げておきますと、美術とか音楽とか体育とかいう問題が少々現在進学も含めて軽んぜられていろいろな問題が起ころうとしたしております。私は、やはり今の健全な子供たちを育成するには、この美術とか音楽とか体育とかというものを一番の特効薬だと、こういうふうにご考へておるわけでありませう。含めまして、道徳教科の独立という問題についての御意見を承つておきたいと思ひます。

○参考人(岡本道雄君) この道徳に関しましては特に重要だということで第二次答申に向けての主要な課題でございます。その中に初等中等教育の充実、多様化という項目がございまして、その中の大きな重要課題であるということで、特別に分科会をつくりまして目下検討をいたしております。

それで、過日総会で第一回の説明がございまして、現在のところ今整理してこれに取つかつておるところでございまして、今先生がおっしゃいました教科書の問題も今後どういふふうに出てまいりますか、それによつてお答えができると思つております。ただ、私が特に道徳教育ということとは大事だということを痛感いたしておりますのは、この教育の目的、教育基本法の教育の目的の内容もまさにこれは道徳教育の内容を多く持つ

ておりまして、先生が最前おっしゃいました不易なものとか、私は、時代とともに変わるもの、不易なものというのはいくらも明確にはできない部分もあると思ひますけれども、そういう教育基本法に示されておるようなものは、この中大変多くの道徳的な部分も入つておまして、今後の教育にこれを十分生かすということであれば、道徳教育というものはしっかりとやらなければならぬ、そういうふうにご考へておる次第であります。

○参考人(天谷直弘君) 今日の教育が知育偏重に走り、偏差値が猛威を振るつていふ状況、これは極めて好ましくない状況であるといふふうに思ひます。やはり人間を人間たらしめる究極のものは、知育の量ではなくて、徳があるかどうかということではないかと思ひますが、ところが、学校教育におきましてこの道徳の問題が重んじられていないといふことは非常に大きな問題点ではなからうかといふふうに考へております。ただし方法論として、正しい道徳教育を行うためにはどうすればよろしいのか、道徳という科目を独立させた方がいいのかどうか、そういう方法論につきましてはまだ検討中でございます、今申し上げるような議論を持っております。

○参考人(飯島宗一君) 岡本先生それから天谷先生のお答えになったところでほぼ尽きていふと思ひますけれども、私も現在の教育状況、社会状況の中で人間の精神の問題あるいは心の問題ということがもつと重視されなければならないというところについては全く同感でございます。それにつきましては、学校の中での教育ということももちろん基本でありますけれども、社会においてそれをどう支えるか、あるいは家庭においてそれをどう支えていくかという点についての配慮も臨教審の中でのいろいろ御議論がございまして、重要なことではないかと思つております。それから私どもは高等教育関係で申しますと、それから私どもは一般教育の問題あるいは人文社会の学問ないしは研究のあり方の問題、それからさらには伝統的な文化をどのように継承するかという問題、その

辺も含めて広く検討させていただきたい、こう思つております。

○仲川幸男君 飯島参考人にこのことも今お答えをいただきました。大学の中で教員養成の中での道徳の問題の取り上げ方というものは、私が先ほど質問をした以前の一番大切なところでございまして、ここに物事の源があるわけでありませうから、この源をはつきりしておきませんと現場ではなかなか難しいといふことでございませう。結局、自分を愛しないし周辺を愛しない、自然と親兄弟も愛しない、郷土も愛しない、日本も愛しない、そういう形のものが出た中で道徳の教育といつても私はあり得ないと思ふんですよ。

それでこれからの問題で、なかなか教科書独立の問題をきょう御確約をいただくとも私思つておらないわけでありませうけれども、世の中の流れとしてはそういうことになつておるのではないでしようか。それからもう一つここで整理をさせていただきたいのは、道徳教育というものを道徳という教科書をつくつて道徳科を独立して小・中・高の中でやつていくということに抵抗のある部門を一度またいたの上へ乗せてもらつて、それに当然の御意見もある、私たちが耳を傾けるべき御意見もあるんですから、そのものを除外をしたものの中で道徳教育を組み立てていくと、こういうことで、きょうおいでいただいた成果として道徳教育の分離、独立というのを御確認をいただければありがたいと思ふわけでありませう、いずれにいたしましてもこれで私の質問を終わりますので、最後に岡本会長にもお答えをいただきたいと思います。

○参考人(飯島宗一君) 大学でやつていふかどうかわからないとおっしゃるのは大変恐縮でございます、私どもはそうではないと思つておりま

す。しかし先ほど申しましたように、今の青年諸君にも少し人生を深く考えるとか、あるいは社会を広く考えるとか、あるいは歴史の流れを十分に受容をして自分の社会的な立場、歴史的な立場というものをしっかりとつかまえておきたい。つまり道徳ということを経るに基本になる人間像の形成というのについては、私は大学教育も非常に大きな責任を持っておりまして、その点について今何単位というお話を申し上げるわけにはいきませんが、努力をいたしたいし、検討を要すると思っております。

○参考人(岡本道雄君) 教員の資質向上に関連しまして、まず第一に養成ということと、採用ということ、研修、この三つ。養成に関しては大学の教育ということになりますので、やはり道徳教育が教職に大事ならそこから教えないで、ぬというところは仰せのとおりでございますが、これがなかなか現在の開放制のすべての大学に教職課程を置くというところで十分になっておらないという点。それでは例えれば初任者研修というふうなものもそれを補うものとしてまた機能するというふうにも考えております。御承知のとおりこれはよく教職を踏まえた、道徳も踏まえた先輩が一年一緒に教えるということでございますので、そういうふうないろいろな方法を尽くして教員が道徳というものをしっかりと踏まえていくようにという努力を今後ともしてまいりたい、そういうふうに思っております。

○高木健太郎君 お仕事の忙しい中大変御苦勞さまでございます。

先般、大分古いんですけれども、三月ごろなんですけれどもある新聞の世論調査がございまして、その中に教育改革についての世論調査がございまして、一つは学校教育についてどう思うか、それから臨教審への関心度というのがあるわけなんです。まず岡本会長にお尋ねいたしますが、学校教育への満足度ということについて、満足している人というのが五・六%、それからどちらかといえ

ば満足というのが二%で、合わせて二八%が学校教育に対して満足している。ところが、不満であるとか、どちらかといえば不満だということを合算すると六〇%あるということですね。

不満の方がはるかに多いわけでございますけれども、どうして不満なのか原因を調べているわけですが、校内暴力とかそれから教師の質、あるいは道徳教育がなっていないとか、あるいは詰め込み教育であるとか、それから偏重価値教育であるとか、こういうものに対して不満を持っているというところでございまして、大学の入試に対しては三%、上に挙げましたものは三〇%以上という、そのような学校教育に対する不満度があるわけでございます。これは少し古いわけですから現在はどうかわかりませんが、これについて岡本会長はどういうふうにお思いになるか。どういうわけで学校教育に対してこんな不満があるのか。教育そのものというよりも、その中にある暴力だとかそういうものに対してかえって不満があるわけですね。それに対して岡本会長自身はどのようにお考えかちょっと御意見を伺いたいです。

○参考人(岡本道雄君) 仰せのように、私も時々

時々というよりこのたびはなおさら教育現場というものをしっかりと見ることが大事だと思いついて参るわけでございますが、なかなか教育そのものに付きましては私どもの学校のときよりもいろいろ考慮されてよくやられておる。それから、外国のことも見てまいりましたが、外国人自身も日本の、初中でございましてけれども、大変評価しておる点はあると思うんです。ただ、おっしゃる通りに、学内暴力だとかいろいろ非行な問題がございまして、それに関連してやはり強く学校教育に不満だという欠点は大きく意識されておると思えます。それで、このことがこのたびの教育改革が始まりました大きな動機でもあるというふうな思っておりますので、この点教育そのものには確実性やいろんなものがありましても、かつて我々の時代よりもそれはよく考慮されて行われ

ておるといふふうに私は考えておりますが、その周囲のいろいろな問題が大変学校教育に対して大きな不満というか、そういうものも醸成しておるといふふうに考えております。

○高木健太郎君 次に、臨教審に対しての関心度なんですけど、関心があるという人が一四%、そして無関心という人は三四%、それから多少の関心があるという人は三五%で、全く関心がないという人は一%、両方合わせますと、いわゆる関心がある方は四九%で、ない方が四五%。せっかくおやりになっているのに半分ぐらいしか関心がない。ほかの人は無関心だ。いろいろお回りになって公聴会なんかもお聞きになられているし、いろいろまた話し合いの機会も持たれている。そういうときに先生方が受けられる感じですね。あそこ集まってくる人はみんな関心のある人なんですよ。けれども、集まってくる人との対応を知ることとはちょっと難しいですけれども、一方では学校教育は何とかと言って、それを何とかしようとして臨教審があるのにそれに対して関心が余りないというのは私非常におかしいことじゃないか。何か先生としてはお考えでございますか、これについて。

○参考人(岡本道雄君) 私は臨教審の当事者として

まして、やはり身を感じるものは国民の大変強い関心だと思っております。むしろその関心度に激励されておりますが、こうして表にはっきりのが実態でございまして、こうして表にはっきり出ますと半分近い人が関心がないということでありまして、それはやはり問題意識というのか、それを持たない人もあるということ、私はこれを即臨教審に対する期待のなさであるとするとはならないというふうな気持ちでおります。

○高木健太郎君 それで、臨教審に対する期待というのアンケート取っているわけなんですけれども、大いに期待しているとか、多少期待している人合わせますと四〇%ぐらいですね。余り期待していないとか全く期待していないというのを合わせると四六%なんです。だから、何かやっぱり

期待していないという人の方がどちらかといえは多いということですね。

それは私も何度かどういうわけだろうと考えるわけなんですけれども、臨教審ができたときに私は非常にみんな期待したんじゃないかと思うんですね。ところが、実際にこういふふうな調査してみると、それが余りなかったというところは、一部の人の意見ではあると思います。参考人もお聞きになったんじゃないかと思えます。参考人も聞きか臨教審というものは教育の改革というものをより根本的に、あるいは教育の理念というものをより根本的に掘り下げて考えていくところではないかと、こういうふうな期待しておったんじゃないかと思うんです。それからまた、学校教育そのものを学校だけでいいの、そのほかも学校というふうなものじゃなくて、教育全体というものを国民のものにする。いわゆる形の上の学校というものを国民の望んでおったのではないかと。そういうものがここにあらわれて学校教育には期待しない、それから満足しない、それから臨教審にも余り期待しない。だから、何か望んでおったものできてきたものが少し食い違ったというふうなそういう気持ちを国民は抱いたんじゃないかなというふうな思っています。

その一つは、私も一応そういう気がしますが、けれども、何か教育理念とか根本理念というふうなものがあるわけじゃないで、第一回会では論じておられるわけなんですけれども、それよりもどっちかというといろいろな制度をいじっている。そういうことならば、文部省には悪いですが、文部省でもできたんじゃないか。あるいは、できることじゃないか。もともと臨教審に対する期待がもっと大きかったんじゃないかなと、こういうことがこの世論調査にあらわれているんじゃないかなとも思うわけですね。だから、それについてもう初めから教育基本法なら基本法に従ってもうやりますと、もうそこはさわるなと。そして、そのとおりに、今までのある学校を一貫教育であ

るとか、入試とか、その他小さな——小さなじゃないですが、制度だけをいじっていると、こういうところの不満があるんじゃないか。いわゆる期待外れがあったんじゃないか、こういうふうにお考えですか、それについては岡本会長いかがお考えですか。

○参考人(岡本道雄君) 臨教審に対する期待でございますけれども、先生おっしゃいますように、私の耳に入りますものはその両方がございます。もつと理念をやるんだらう思っておたら、どうかというのがありますし、理念をやっておるんでは、山の手の方の議論ばかりして、そういうものをこの両方がいづれもございますですね。それで、この点は私自身の性格から言いますと、どちらかという理念の方が好きなんです。ですけどね、やっぱり臨教審が生まれたものを国民の期待というものの中にはやはり現実のものも直してもらいたいというものは強いわけですね。したがつて、臨教審としては、基本的にはその背後にある病氣といいますかね、そういうものに目を注いでやるんだと申しておりますけれども、現実のものにもやはりしっかり対策を行うというのか、そういう立場をとっておるのが現実でございます。

○高木健太郎君 道徳というようなお話も先ほど仲川委員からお話ございましたが、それからしつてという問題もよく言われるんです。私生理学をやっておりますので、しつけなんというふうなものはおもう子供のとくにでかちゃんじゃないかと、こう思うわけですね。岡本会長も脳の解剖をやっておられますからよく御存じのことですが、学校へ来てからそれをやるとかいうことではだめなんです、家庭そのものが大事、あるいは母親の教育の方がもっと大事だということも思うわけですね。それを学校教育の方だけがこうさわるているように見えるという、いわば根本的に人間と

いうものをさわるならば、もつと生まれたときすぐからの教育というものを全体としてみると、こういう態度でなきゃいけないんじゃないか、こういうふうにも思うんですけれども、そちらの方も

何か今後検討される予定がございますか。

○参考人(岡本道雄君) しつけの問題に関しましては先生も御専門でございますけど、私自身も脳の研究から大変関心を持っております、まさにその適当なときがございまして、いつやってもいいというものではございません。やはりおっしゃるよう幼児、親の手元におるときが大事だというように考えております。したがって、臨教審でもこの点を大変重視しまして、小児科の専門家もおられますので、特にそのための分科会をつくりまして、家庭それから社会、学校教育の連携というふうな分科会をつくりまして、そこで徹底的に検討するという体制になっております。ただ、問題は家庭というものの中に行政がどこまで入り込み得るかというふうな問題もございまして、その点はひとつ慎重にやろうというふうなことを申し合わせております。

○高木健太郎君 教育理念のことについてちょっとお伺い申し上げます。

これは天谷参考人、どちらでも結構でございますからお伺いしたいわけですね。教育基本法の中に、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に」というように、こう書いてあるわけですね。非常に私美辞麗句だと、こう思うんです。先ほど内容のお話がございましたが、なかなかよくわかりにくいところもあるというの、言葉とくわいていくと一つ一つが非常に難しい、これは定義が人によつて違ふこともあるということ、これは解釈が難しいというふうなことを会長も言われておつたし、天谷参考人もそういうことを言われたんじゃないかと思うんです。

ただ、これは非常に難しいですけれども、私ふつと考えますと、何か——一つは個人ということが出てくるわけですね。もう一つは人類という言葉が出てくるわけですね。その間にある国という言葉がこの中に入らないわけなんです、あるいは民族

とか共同体であるとか、あるいは民族の伝統的文化であるとか、こういう言葉があつてもよさそうだと思うんですけれども、それが抜けているところがあるんじゃないか、もしも入れるならばそういうものを入れたらどうだ、そうすると見直さういふことになりましてこれは非常に重大な問題になるのかもしれないけれども、国というものについては会長も天谷参考人もどちらでも結構でございますが、愛国心とか国というものはどういふふうにお考えでございましょうか。もしも教育基本法を、精神をたつとんでいくというときに、教育基本法の中の精神の中にそれがどこかに含まれているとお考えですか。

○参考人(天谷直弘君) 難しい御指摘でございますが、私は個人はアトミスティックな個人、原子論的な個人ではないと考えております。アリストテレスをまつてもなく、人間は社会的動物であるという側面を持っております。そこで、個人として自我を確立し充実すると同時に、社会的動物としてあるいは社会的存在として責任を負えるような存在になつていかなければならない、社会的存在としての、社会的動物としての人間は、よい社会を構成するよう理想と道徳と資質というものを身につけなければいけないと考えております。社会には家族という社会もあるいは町とか村とかいう社会もあるいは会社社員の場合には自分の会社という社会もあるでございまして、それから国という社会もございまして、このうちで、国という社会は国民の安全を最終的には保障しているという意味におきまして非常に大きな重い役割を持っています。現実の国際社会におきましては国と国との相互依存関係は日増しに強くなつておりますけれども、しかし国際社会を構成する最終的な単位は国でございまして、そういうわけで、立派な国を離れて立派な個人は存在することはできない、逆もまた真であるかと存じます。そういうわけで、国をどう考えるかということは私は教育の中で極めて重要な要素だというふうに考えております。教育基本法の中に

は平和な国家の形成者としてという言葉が入っております、教育基本法が国家を無視しているとは考えておりません。

○高木健太郎君 昔の教育勅語にはもう国家、国家ということが出てきているわけですが、それに比べますとこの教育基本法というのは非常に少ないわけですね。昔は「義勇公ニ奉シ」とか、こういうものの、忠君愛国というのが柱になっておつたわけですが、これには非常に少ないわけですね。それで、愛国心ということは中曽根総理もよく口にされるわけですが、一般の人たちもよく言っています、愛国心ということ言うことそのものが何か妙にとれやういふこと、最近そういう傾向があるように思うんですね。それで、そういう意味では何か教育の理念というときに愛国心というものをどのような愛国心としておいた方がいいんじゃないか、あるいは臨教の方で愛国心とはこういうものか、あるいは愛国心を出しておかないと、それはやっぱりいづつまでもすつぽり抜けてしまふという感じがするわけですね。何もこれ教育基本法を変えなくとも、今おつたように、平和な国家を築くと、それだけで十分いけると、こう考えればそれでもいいですが、しかし、もう少し具体的にはこれを臨教審としてはどう考えるというふうなことも入れておかれることの方が私はよりベターだということに思うんですが、その点はいかがでしようか。

○参考人(岡本道雄君) おっしゃるとおりでございます、私も教育基本法の読み方で、個人としては心身ともに健康な国民、それから国民としては平和的な国家と、そういうところに焦点を置いておりますので、その点教育基本法で読み得ると考えておるわけでございます。

それから、国を考えますときに、私は本

経済の力です。ね、国際社会に日本のこの位置を占めたのは。ところが、経済というもので国が国際社会に永遠に信頼と尊敬を得るという事はできないと思うんですね。それで、この際にやはり日本が本心に信頼と尊敬を得る国になるのはどうしたらいいかということがあると思うんです。それで、私は常に科学技術というものに寄るかなんにはございますけれども、やはり基礎科学の振興とかそれから現在の科学技術と人間との問題について日本的な考え方という東洋的なものもございまして、そういうものもしっかりと持つということが大事だと思っております。いづれにしても、この国のアイデンティティーという

か、我が国の文化、社会の個性、そういうものをしっかりと持つことは大事なことは、これはもう先生も御承知のあのベルツが明治九年にはっきり言うておるわけですね。日本人がそれを持たないで、どうして国際社会に信頼を得られるかということをお願いしております。その点私も全く先生と同感でございます。そういう内容で思っております。国にすることというところが愛国心であるというふうには私自身も考えております。これもまだ審議しておりませんので、私の考えでございましてけれども、絶えずそんなことを考えておる次第でございます。

○高木健太郎君 今、アイデンティティーということをおっしゃるわけですが、私も教育基本法には非常にきれいにありますから、平和を愛して、どこから見てもこれは理想的な国民であり、民族であり、個人であるというふうに思いますが、国のアイデンティティーというのにはちょっと具体性に欠けるんじゃないかと、いわゆる日本というのはいくつもの国なんだと、あるいはどうありたいと思っているのかというところが外から見ただけではつきりしないという感じがしてはいるわけですね。それで、それがなくなつて私は、教育というものはやはり具体性を持ったものですからうまくいかないんじゃないかなと、こういう考えがございまして、まあ基本法の見直しというところ

いろいろひかひかもあるんですからして、解釈というか、その具体性を持たせるために何か臨教として目標をお掲げになる、そういうことを私は希望しております。

それからもう一つは、愛国心とか個人の尊重というような言葉がよく出てくるわけですね。けれども、これは理屈ではなかなか私わらない言葉じゃないかと、理屈ではいいけれども、要するに情操的なものである、感情的なものであると思うわけですね。そういうバックには情操教育とか、あるいは宗教的な教育であるとか、そういうものが必要じゃないかなと思うわけですね。それにしても現在の学校というものは余りに理論的という言葉は悪いと思いますが、理論的な教育が多くて情操的な教育がどこか欠けている、だからして草稿的教育基本法には、初めには宗教的情操の寛容は教育上重視しなければならぬ、ただし公立学校では特定の宗教的教育及び活動をしてはならない。こういうふうにして書いてあったのを、これを取りまして、そして「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」というふうな書き直されたというふうにして聞いております。そういう意味で、私は国のアイデンティティーだとか愛国心とかというふうなものに對しましては、やはり宗教的情操的な教育があるいは情操の寛容、そういうことが少し重視されなければ今後やっていけないんじゃないかと、いうふうな考えです。この点もひとつ検討をしていただきたいと思います。時間がございませぬので、しかし誤解のないように申し上げますけれども、特定の宗教の教育をしろと、こういう意味では決してございませぬ。宗教的情操を寛容することが大事じゃないか、こういう意味で申し上げておるわけですね。

最後に飯島参考人にお伺いしますが、大学入試の改善では先ほど久保委員からいろいろ御質問がございました。まだ途中でございましてどのような結論になるか、国立大学協会の方ともい

いるこれ詰め合わせて今後改革に向かつていかれる、こう思います。これはだから、もしお答え願えれば、大体どうなっているか、そしてどういふうに向かつているのかというのを答えたいです。

これは非常に大学の内部の改革というものは極めて大事なことでないかと思うんですね。これは問題が切迫しているわけですね。時代がどんどん進んでいる、あるいは変わっているといった方がいいんですけれども、変わっている。それにしても大学というものは昭和の初めから大正の初めにできたという講座制をそのまま守って、そして何か外から見るとリジッドである、しかも外からそれをさわるという事はできないような、いわゆる聖域化している部分がある。これは文部省に午前中質問しましたけど、文部省では何ともならないところですね、こは。じゃ臨教審でできるかと、臨教審でございまして、これも非常に問題のところでございまして、すけれども、大学のそういう教育の改革というのについては飯島参考人はどういふふうにお考えか、それが可能なのか、どういふふうにしたらいとお考えなのか、この二つについてお伺いしたいと思ひます。

○参考人(飯島宗一君) 大学入試のことは先ほど申し上げたとお答えいたしましたけれども、私どもの基本的な考え方はなかなか難しい問題ですから一挙に物を解決してしまうという事はできないと思ひますが、私どもは基本的に提案をしております。一つは中高等学校で進路指導、それを受験一本やりではなくて、いい人生をつくるにはどうすればいいかという形で進路指導を充実をさせたい、それには学校の先生だけにお願いをするのは限界がありますから、大学も社会も協力をして、家庭も協力をした子供たちの志を伸ばすという方向で進路指導を抜本的に変えていく努力をしよう、それから、各大学は画一的ではなくてそれぞれ個性、教育目的に従った多彩な入試をやってもらおう、ただそれだけではばらばらになり

ますから、共通的なテストというものをつくつて、そして高等学校の教育の到達、それから各大学の試験体制にゆとりをつけよう、もう一つ重大なことは、それを一つの核にして大学入試センターを少し活性化して、大学入試の問題というのは一週改革をすればそれで済むという問題ではありませぬから、絶えず毎年各大学を中心に高等学校も加わってレビューを行つて、そしてそこで研究を行つて幾らかでもベターなものについては休みなしに改革を進めていった方がいいであらうと、その四つの柱のことを臨教審としては提案をしております。これが果たして効果を上げるか上げないかという事は私は今即断できませんけれども、私どもの希望としてはそういう方向で大学のみならず高等学校もあるいは社会の応援もその方向に集中をしていけば、少なくとも現在のいろいろな問題点というものは改善の方向に向かい得るはずであるというふうに思っております。

それから、大学改革について希望を持っております。かという御質問ですが、そもそも希望を持たなければ第四部会長なんていう仕事をお引き受け初めからいたさないつもりでございまして。いろいろ議論はありますけれども、私は、やはり大学というのはそれだけの頭脳の人の集まった集団でありまして、それ自体がちゃんとした考え方を進めていくてくれるというのを信頼しなければ日本の将来はないと思つておりますし、それは私どもの先輩から築いてくださった日本の大学の前身というものは決して軽いものではない、それは信頼するに足るものであると思ひます。

ただ文部省はどうにもならないという話であつたということでございまして、今も私どもが集中してやるとすれば、大学設置基準の問題とかあるいは大学設置の取り扱いの問題とかいう問題については、各大学の考えるところをもっと自主的に自由に伸ばせるようなそういう条件設定というものは、少なくともこの臨教審という場で多くの方に御議論いただいて、ある程度達成することが可能ではないか。

それから、もう一つは、大学がもう少し歩みをするという習慣を強めるといふ諸条件、これは学問を大事にし大学に大いに投資をしていただくことは必要だけれども、大学自体が自己評価をし、責任を感じ、なおかつ自分で考えたところは自分の責任で歩いてみるというひとり歩きの習慣というものを日本の大学全体としてはもう少し足腰を強くつけてもらいたい。ざっと申しますと私どもとしてはそういう願いと、それは必ず可能であるという期待のもとに今せっかく勉強させていたたいとおもうのが現状でございます。

大変抽象的で申しわけありません。

○高木健太郎君 結構です。ありがとうございます。

制度をいろいろ改革しようとして努力しておられるのは敬意を表しますが、学校教育の制度をいじるといふことは余り大きく変えようと大変な混乱が起こるだろうと今般島参考人が言われたように、入試にしろ何にしろ制度をいじるといふのは余り慌てないでゆっくりとステップ・バイ・ステップで少しずつ変えていくという、そしてそれが長きにわたっても教育のことですから私はいいと思うんですね。それを何かやっただけということが見えるために余り派手にやられるとかえって混乱するといふふうに思いますので、その点だけひとつ考えてやっていただきたい、こう思っております。

じゃ質問を終わります。

○吉川春子君 それでは憲法、教育基本法に対する見解をまず伺いをいたします。

岡本参考人がよく御存じの世界平和教授アカデミー編の「国際化時代と日本」という本で憲法について次のように述べております。

これは前に資料をお渡ししてありますが、「日本においては『平和憲法』とか『民主憲法』とかは絶えず「神聖にして侵すべからざるもの」として礼拝されている日本憲法という毒薬が、民主主義正統の悪魔である。云々。教育基本法については「教育基本法はヒューマニズムの世界観を前提と

し、ヒューマニズムは人間の本能に立脚しているから強固であり、このイデオロギーに果敢と利害関係者はきわめて多く、かつ有力であり、事あるごとに教育基本法を楯にしてその利益を防御しようとする。教育基本法の存在を許している限り、いかなる改革案も不徹底なものに終り、「云々」というふうに述べています。

八四年の十二月にこの平和教授アカデミーで岡本先生は講演されたわけですが、こういう考えにあなたは御賛同されているんでしょうか。

○参考人(岡本道雄君) 賛同しております。

これは今お読みいただきましたまして、私も資料をもたせておるので、こういうことには全く賛同いたしております。

○吉川春子君 岡本参考人は今月の二十九日に財団法人神戸市民大学講座の主催する講座に講師として出席なさるそうですけれども、この団体は、今申し上げました平和教授アカデミーと同様に、文鮮明を教祖にいたる勝共連合、統一協会と密接なつながりのある組織であります。文鮮明は昨年七月、アメリカで脱税容疑で起訴された件で懲役十八ヵ月、罰金二万五千ドルの判決があったと。これは六月の外務委員会で政府が答弁しております。

また、統一協会員は、高いニンジン濃縮液等販売で、薬事法違反で最高裁で有罪判決を受けるとか、集団結婚式、派手な街頭活動など、社会のひんしゆくを買う活動をしながら勢力を広めようとしておりますけれども、こういう団体と関係のあるところだということを御存じの上でこれに出席、講演なさるんですね。

○参考人(岡本道雄君) それも全く知りませんね。

これは市民大学で、私は神戸の病院を持っておりまして、市民のお役に立つことならできただけと思つて、忙しくてなかなか時間が割けないんですけれども、無理に頼まれて、ひとつ市民のために何なんなら引き受けておる次第です。ほかにもありません。今おっしゃったようなことは全然知りません。

○吉川春子君 わかったら、それなら取りやめませんか。

○参考人(岡本道雄君) それは考えなんですけれども、そういう団体ということはまだ全く知らなかったですね。あの市民講座というのはそんなものですか、これは。ひとつまあこれはこっちから聞いてもだめですから。

○吉川春子君 御存じないということですので私の方で申し上げますと、神戸市民大学講座など一般受けする名称を使っておりますけれども、これは非常に勝共連合と関係がある団体で、

【委員長退席、理事柏合照美君着席】

例えばこの講座の学長の尾上正男神戸学院大学学長は勝共連合兵庫県代表世話人です。それから世界平和教授アカデミーの会員です。そのほか勝共連合と深いつながりを持つ肩書、活動などをして

いるわけです。それで勝共連合、統一協会の教祖文鮮明がその創始者である国際文化財団の助成であのアカデミーというのは成立した団体です。それから、運営委員の笠原正明氏は勝共連合の関西教授講師団の理事、世界平和アカデミーの関西地区の理事です。また、同じく運営委員の丹羽春喜という人でしょうか、京都産業大学教授は勝共関西教授講師団理事、世界平和アカデミー理事。それから、神戸市民大学講座後援会の瀬川勝二兵庫トヨタ自動車会長は勝共連合兵庫県世話人。さらにこの市民講座の後行われる懇談会、一、二泊の合宿ゼミは、統一協会の教会や修練所が利用されて

います。例えばその一つの統一協会宝塚修練所では、開設に先立って文鮮明が聖別式にも出席したと言われていますが、この修練所は強烈な洗脳で人間性が一変させられてしまうことは原理運動被害者父母の会によつてたびたび指摘されているわけですが、臨教審の会長ともあらうお方がこういうところに出るのは全くふさわしくないとはいえますが、いかがですか。

○参考人(岡本道雄君) 先ほど申しましたように神戸の市民病院長もいたしておりますので、市民

のためになることならということ以外に何もございせん。

【理事柏合照美君退席、委員長着席】

ただ、今お聞きすると大変なところですから、よくひとつ調査をいたしてみたいと思っております。

○吉川春子君 私は、調査されて、出席を見合わせるように勧告いたしますが、市民大学講座にしても世界平和教授アカデミーとかカウサにしても、統一協会や勝共連合との関係を知らずに参加している学者も多いんですけれども、まあ、そういう者も取り込んでやっているとありますが、天谷参考人にお伺いいたしますが、天谷参考人は、同じく統一協会と国際勝共連合の創始者文鮮明提唱のカウサ第三回会議に講演者として予定されておりましたが、新聞報道によると、出席を取りやめられたということですが、その理由は何かですか。

○参考人(天谷直弘君) スケジュールの都合がつかなかったからでございます。

○吉川春子君 臨教審のメンバーの二十五名のうち九名の委員が、また専門委員のうち九名が勝共連合との関係を持つということとは全く異常であると思ふんです。それで、反社会的な行為に加えて、宗教的政治的な過激な活動をしている団体に対しては協力している。知らないでいる人もいますし、積極的に協力されている方もおられるわけですが、国民のコンセンサスを得て教育改革を進めるといふ立場に臨教審が立っているとしたら、本当にそういう姿勢で改革を行おうとしているのかどうか疑わざるを得ない、こういうことを私は強く指摘して、こういういがかわしい団体とは縁を切られる方がよろしいのではないかと思います。

それで、その問題はその程度にして、次の問題は、教育改革に関する第一次答申の中で高等教育機関の組織・運営に関してこのように書いてあります。「大学などの社会的地位付けならびに大学教員の教育研究活動の評価、教授会を含む大学の

組織・運営、設置形態や財政の在り方について基本的な検討を加える必要がある」と。

これは飯島参考人に伺いますが、公立大学の法人化を含めて検討する、そういうことなんですか。

○参考人(飯島宗一君) 私どもの今の考え方は、大学にはいろいろたくさん問題があると思えます。その中には設置形態の問題も、管理、運営の問題も、あるいはより基本的な問題としては財政の問題も含まれておるので、高等教育の問題を取り扱って議論をするに当たって、それらの問題を避けては通れない、したがって十分検討審議の対象にしたいということでございます。

ただ、私どもの立場は、あらかじめ法人化をすべきであるとか、あるいは特殊法人にすべきであるとかというその一つの前提を踏まえて議論をしようという考えは全くございません。大学がその本来のあり方というものを即して、それからまた大学がこれからよりよい充実をした活動をするためにどういう設置、社会的形態を与え、それからどういう管理、運営をなすべきであるかと。その点にもさまざまな御批判があるように問題があるとすれば、そのどこを改めるべきであるか、あるいはどの点を大切にすべきであるかという基本姿勢でこの問題を課題として取り扱うという考えでございます。現在の段階、第四部会の審議ではまだその問題には立ち入っておりません。

○吉川春子君 これから審議なさるということですが、例えば公立大学を今の私立大学のような法人形態にすると、財政面からいえば国の費用により学校経営が支えられる比率が非常に低くなるということを意味いたします。それで、六十年度の国立学校特別会計予算において一般会計よりの繰入額の占める割合は六六・二％です。これも五十七年度の予算では七〇・三％であったことから見れば、四〇％も国費の支出は減っているわけですね。そういうことも念頭に置きながら、しかし三分の二は今の国立大学は国費で支えられているわけなんです。一方、私学に対する国庫補助は、年々率

も低下して、これは経常経費に占める割合が二〇％を割っているわけで、これは国費は五分の一にも満たないということになります。経常経費の二分の一まで私学助成を強めるといふ目標は遠のくばかりです。いわゆる大学の法人化のねらいというのは、国立公立大学に対する国庫からの支出を大幅に減らす結果になるのではないかと考えています。それは、これもちょっと勝共連合と関係のある雑誌ですけれども、「東京大学の民営化」などというショッキングな題で政策構想フォーラムが載っていますけれども、ここにもはつきりいうことがこのために大学の民営化が必要なんだということが言われているんですけれども、先生はそこについてどうお考えですか。

○参考人(飯島宗一君) いろんな議論があるというところは十分承知しております。承知をしておりますところから、これは大学にとっても重要な問題でありますから、絶えず注意をして検討をしております。それから、高等教育経費、それに対する公共の投資という点から見ると、これは私の個人的意見も多分に入っておりますが、現在の日本では初等、中等教育に対する投資は少なくとも国際レベルから言って水準に達していると思えますけれども、高等教育に対する、あるいは基礎研究に対する日本の公共的投資というのは諸先進国に比べても決して豊かとは申せません。したがって、この点はむしろ今後各方面の御理解を得て、ぜひ増強すべきものであるというふうに私も考えております。

先ほど御指摘のように、国立大学特別会計に対する一般財政からの繰り入れも実はもう少し前は八〇％あったわけですね。それが今は六十何％というところで落ち込んでおります。この点について十分な検討をしたいと思っております。したがって、設置形態の問題、それから管理、運営の問題というのは、決して私どもの取り扱う観点に財政節約という点で取り扱うという考えは全くございません。むしろ先ほど申しましたように、大学が生き生きとした仕事を進めていくためには、では

今の国立という形のどこに問題があるか、あるいは私立という形のどこに問題があるか。それにふさわしい形態、よりよい形態を追求してみたいというのが、この課題の本来の趣旨でございます。

○吉川春子君 それが六十一年度の概算要求を見ると、さらに一般会計よりの繰入率は減って六五・一％にとどまっているんです。この間、逆に国立大学の入学金、授業料の推移を見ますと、五十七年度は三十一万六千円であったものが、六十一年度は四十三万八千円となって、三〇％以上の値上がりになっていきます。だから、国立公立大学の法人化ということは、財政面からとらえれば学生にとつては大幅な授業料の値上げということが行われるということが明らかだというふうに思うわけですね。

財政面からの問題はそういうことですが、もう一つ、では機構面、その他の面ではどうかといいますと、第一次答申では大学の責務は基礎的研究の推進にあるとしながら、学術研究の推進に大学が産官及び種々の研究所などの協力関係を密にすることを重要な課題としています。しかし、従来から産学協同では当面企業の利益に結びつく研究が優先して、基礎研究がおろそかになるというところが指摘されていきます。特定の企業の利益に大学が奉仕しているのかという問題があります。産学協同の要望は財界からも、また研究不足に悩む一部学者側からもあるわけですが、法人化は産学官、あるいはこれに軍も加えて、こういう共同研究に道を開くような体制づくりにつながらないか、その点はいかがですか。

○参考人(飯島宗一君) 法人化の問題についての私どもの現在の姿勢は先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、産業とそれから国とそれから大学間における学問研究の連携ということは私は本来はあるべきことだと思っております。ただ、その場合には決して特定企業の利益に結びついた研究を行うというのではなくて、社会一般の科学技術の

活性というものをいかに大きくするかという点について大学もまた一部の責任を担うという、その意味があると私も考えております。したがって、いわゆる産学協同というものの考えについては、大学側も大いに考える必要があると思えますが、それを希望するところの企業側の考え方というものについてもいろいろ検討をして進歩をさせていただかなければならない、このように考えております。

○吉川春子君 教育改革の理念として自由化が言われたときに、国民の間から大きな批判があり、臨教審は言葉を個性重視というふうに変えましたが、しかし、自由化の要望は財界などから根強くあり、高等教育の自由化をもつて義務教育への自由化の突破口としようとする考え方もあります。これはさっき示しました法人会員十数社が支える政策構想フォーラムの「学校教育行政の行革提言」でも明らかです。臨教審の第一次答申の高等教育機関の多様化、個性化の方向も義務教育の自由化への突破口を切り開くものであるのかどうか、その点飯島先生と岡本会長に伺います。

○参考人(岡本道雄君) 自由化に関しては、初中教育といいますが初等教育、義務教育、これに関してはそういうものは実行できない部分がありますし、それから、できないということ以上にすべきでないという意見もある。ただ、大学に関しては大いに自由化の方向を追求していい、そういうふうに行われておると、そういうふうに行います。

○参考人(飯島宗一君) 自由化という一つの言葉でいろんな議論が中に入っているわけでございます。それで自由経済、経済競争の意味での自由化というところと重点のある自由化論もございまして、それから本来教育というものは自由であるべきである、そのためには余りに制約的要素が多過ぎるから、もっと教育現場の自由を尊重すべきであるという意味の自由化もございまして、したがって、自由化論の中には大変幅が広いものが含まれていると思われましても、私も大学について

て申しますと、大学は本来自治を基本とし、学問研究というものは自由であらねばならぬという建前から申しますと、もし現在の日本の大学に諸制度上その自由な活動、あるいはそれぞれの大学がそれぞれの教育理念、あるいは学問理念に従って展開するところのものを制約をして画一化しているような要素があれば、それは先ほどもちよっとお答え申しましたように、設置基準の問題その他を含めてより自由な弾力的な雰囲気をつくる条件をつくらなければならぬ。その意味においては、会長おっしゃいましたように、大学についてはより自由な大学の活動を確保するような方策を考へるという意味で私どもは大学の自由化ということを受けとめております。

○吉川春子君 今の飯島参考人の御発言では、義務教育に対する突破口に使うということではなさそうですが、そういう懸念もまあ抜きがたくあるわけですね。大学のいわゆる法人化の問題というのは、国庫支出を減らしていくわけですから、結局は学生から取るか企業からもらうか、それが学費の値上げ、あるいは産学協同、そういうところにたがっていくという懸念があるわけですね。大学の自治との関係、教授会の権限の弱体化とか、あるいは国費の支出減による父母、学生負担の増大、そして産学協同への道を開く、こういう非常に大変な中身を持った問題ですから、臨教審において、こういう大学の法人化というものについて、企業やら、そういうところからの要望に屈するということではないんでしょけれども、そういうような形ではなくて、本当に学問の自由を守り、教育研究の場としてふさわしいそういう大学にするような改革をこそ進めていくべきではないか。そのためにやっぱりさき先生がおっしゃったように国費をもっと出させるということも一つの手法であると思うんですけども、そういう方向でやはり大学の改革を進めるならやっていた方がいいと思いますが、最後にそのことの御返事をいただいて私終わりしたいと思います。

○参考人(飯島宗一君) 御意見は十分承りました。私どもも教育改革というのは教育が基本だと思っております。何かほかのこのために教育を道具に使うという方向の問題ではなくて、教育をどんなに大事にして豊かにしていくかということが結局は国民のためであり、あるいは社会のためであるという考えで徹しておるところでございますから、いろいろ御注意があれば承りたいと思っております。

○関嘉彦君 きょうは岡本会長以下、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。民社党は戦後の教育を大いに改革すべきであるという立場から、総理大臣直属の臨教審設置を推進してきた立場でございます。いろいろ皆さんたちの仕事を援助する意味でいろいろ意見を述べたみたいと思っております。いずれ基本答申を出されるだろうと思っております。その答申に対してはいろんな各方面からの批判、反論が出るだろうと思いますが、そういう反論なんかにはこたえ得るような論理的な一貫性のある報告書を出していただきたい、その点から質問申し上げたいと思っております。

質問と申しますよりも、時間が非常に限られておりますので、一問一答をやっておりますと私の持ち時間二十分でございますから、時間が不足いたしますので、私が一方的にしゃべることが多いんじゃないかと思いますが、後でそれについて反対意見があれば述べていただきたいというふうに考えております。

まず最初は、「臨教審だより」、こういった「臨教審だより」でありますとか第一次答申の審議経過なんかを読みますと、まず最初に二十一世紀に向けての教育のあり方ということが議論されていくように思っています。そして教育基本法の問題は今後大いに議論していきたいというふうに述べておられますけれども、私は議論の進め方が逆じゃないかというふうに考えるわけでありまして、先ほど岡本会長からお話がありましたように、そういう理念の問題よりも今の制度をどうするか、それ

に対する期待が非常に大きいので、その問題を最初に取り上げたんだというふうなお話がございます。その意見、わからないではありません。けれども、私は余り世論に流されないで教育の問題は腰を落さず議論していただきたい。

私はなぜ、議論が逆ではないかと申しましたのは、私は教育の基本的な理念というのは普遍的なものであって、二十世紀であろうと二十一世紀であろうと変わらないんじゃないかと思う。その普遍的な理念を二十世紀と違う二十一世紀、いろんな技術変化、情報化社会、いろんな違った点があるわけですから、その違った社会にどういうふうに対応するか、応用の問題が二十一世紀の問題ではないかと思うので、まず最初にその普遍的な理念を議論しておいて、それから変動する二十一世紀に対してその理念をどのように適用していくかというのを議論されるのが私は筋道ではないかと思う。それが逆になりましたために、例えば自由化論という、私は自由化というのは一つの手段、その理念を達成するための手段あるいは方法じゃないかと思うんですけども、その自由化論が一躍表に出てきて、かなり混乱した議論がある、しかもその報道がかなり一方的な報道もありまして、かなり誤解を生んで不必要な議論がなされたんじゃないかというふうに思います。私は自由化というのはある意味では賛成ですけれども、経済的自由化と同じような意味で、そういう考え方を教育に適用されることは私は反対でございます。経済の原理と教育の原理というのは私ははっきりと区別してもらいたい。自由化というのは結局撤回されました、個性主義というふうな言葉になりましたけれども、その個性主義、個性の尊重というところだとも思いますが、これも私は必ずしもよくわかった概念ではないんじゃないか、つまり個性を尊重する、個性のある人間というの、例えば石川五右衛門でありますとかヒトラーでありますとか、あるいは先ほど話が出ておりました文鮮明さんというのもある意味では非常に個性のある人間でございますけれども、そういう

個性をそのまま尊重していくということではないんじゃないかと思う。私はやはり個性主義というのは人格の完成という教育の目的を達成する一つの方法であり、人格の完成といえども抽象的な人間なんかいるはずはございませんから、普遍は個を通してあらわれてくるわけですから、いろんな人格の完成の方法があるわけで、そういう個性をたつとんで人格を完成するというんだったらわかりませんが、あるがままの人間の個性をそれをそのまま尊重するというんだったら私は教育じゃない、否定になるんじゃないかということを考えております。

したがって、個性の尊重ということと、人格の完成ということとをどのように結びつけられるのか、そのことをきょう急に答弁は求めませんけれども、十分に検討していただきたいというふうに考えます。

それから教育の目的としての人格の完成ということは教育基本法に書いてあります。先ほど岡本会長、これは非常に読みづらいというのを言われました。私も本当に読んでこれは読みづらくて、二、三度繰り返して読んで読んで読んでよくわからない。例えば第一條の「教育の目的」は、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」英語の翻訳を見るとよくわかるわけですね。英語の翻訳を見ると、「人格の完成」ということと、それからいろんな形容詞がありまして、最後に「健康な国民の育成を期して」ということと二つがアイ・エヌ・ジーで結びついているんですけども、これの方が私ははるかにすらすらと頭に入りました。しかし、それでもなお問題は、「人格の完成」ということと、それからそれ以降、「平和的な」云々というふうなことの、「国民の育成を期して」ということとはどういう関係にあるのか。「人格の完成」をパラフレイズして言っているのか、あるいは

は「人格の完成」と並んだ目的であるのか、これは英語の方を読んでもわからない。日本語を読んでもなおさらわからない。その意味においてやはり「人格の完成」というのはどういうことであるか、これを私は最初十分に議論していただきたいと思う。

この問題につきましては、例えば、日教組は最近、教育基本法を守るんだというふうなことを言っておりますけれども、倫理綱領、その解説なんかを読みますと、「日本の教育基本法という法律は、「人格の完成」というきわめて抽象的な原理

宣言を公けにしているが、それでは教育の目的は明らかにならないのだ」ということを言っており、それで、その後で教育の目的としてインプライしていることは、階級的な自覚に目覚めて、そして階級闘争によって社会を変えていく、そういうのが教育の目的であるかのようにこの解説を読むと見えるわけであります。最近、日教組その考え方を改めたようでございまして、その点は私大いに評価しますけれども、しかしなおその日教組の人たちが人格の完成と言っている場合に何を考えているのか、恐らく私は臨教審の人たちの考えておられる人格の完成というのと違うのではないかと

思う。私は人格の完成ということはやはり人間の使命、その使命を達成する、そういう一種の理想主義的な哲学からでなければ生まれてこないと思うんです。果たして日教組の人たちがそういう理想主義的な哲学をとっておられるのかどうか、少なくとも倫理綱領解説を読む限りにおいてはそれと逆の哲学の上におられるんじゃないかというふうなことを感じますので、なおさら臨教審の方々は自分たちは人格の完成というのはいくうふうなことを考えているのか、それをはっきりして、そして各論に入っていくていただきたい、そのことをまず第一にお願いしておきます。

それから二番目に、私はやはり教員の養成を非常に重視していただきたいと思う。教育基本法第六条二項では、「教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなけ

ればならない。」。全体の奉仕者であるということ、これは公務員についてすべて言えることであるけれども、特に教育者にとっては、教育者としての自己の使命は何であるか、それを自覚することが私は大事ではないか、単なる労働者ではないんだ、やはり人間をつくるという非常に神聖な仕事に従事しているのが教育者なんだ、その使命を自覚する、技術論の前にそういう使命の自覚が私は必要ではないかというふうに考えております。

今度、臨教審の方では、教員になるために一定の研修期間を設けるというふうな意見も出ていますに承っております。私もやはり、司法官についても一定の研修期間が必要であるし、医者についても、けさほど、今までインターンがあったのが大学紛争以来やめちゃった、しかしインターン制を復活したらどうかというふうな、再検討をしてはどうかというふうな御意見もありましたけれども、私もやはり教育は医者の仕事と同じように、医者の仕事は人間の生命に関する仕事でありますけれども、教育の仕事は人間の精神に関する非常に重要な仕事であります。単なる労働者の意識でもってこれに当たられたらとんでもないことであると思います。したがって、研修期間に教育技術を教えることはもちろん必要ですけれども、やはり教員の使命は一体何なのか、それを自覚するような指導、教育が行われるような、そういう意味の研修をやっていたいただきたい、これが第二点であります。

第三点もありますけれども、ちょっと第一点と第二点につきまして何か御意見があればお伺いしたいと思ひます。

○参考人(岡本道雄君) 第一点と申しますか、人格の完成ということが教育基本法の精神の中核でございまして、したがって私も教育基本法の精神ののちとるとのことにつきまして、十分しっかり精緻にこれを深く理解しまして、それが現実の教育に行われるように努力する、そう

いうことでございします。

次の教員の養成につきまして、使命の自覚ということでございしますが、自己の使命の自覚、これは当然教育の目的に関連した使命でございしますので、そういう使命をよく自覚するように、それで初任者研修を一年に延ばしたという、あの間には単に技術的な問題に限らず、先輩の老練な教育者によって使命に対する自覚をよく体得させるというようなことを論じております。

○岡本道雄君 天谷さん、何か御意見ございましたらば。

○参考人(天谷直弘君) 人格の完成に関しましては私なりに考え方がございしますけれども、時間がございせんので……。

○岡本道雄君 結構です。

時間が極めて制限されているんですけれども、臨教審の第一次答申の中に、「学校教育の活性化」の中で、「教育内容の精選」をするということがございします。私も賛成です。これはけさの午前の文

教委員会でも申し述べたんですけれども、小学校、中学校、高等学校において、例えば社会科、公民ないし歴史、同じことの繰り返しをやっているわけですね。これは私は単に時間の浪費であるのみならず、こういうことが行われることがかえって学習意欲をそいでしまうことじやないかと思う。私はもっと科目の整理をして、例えば小学校の一年から社会科というのを習っております。私の孫が小学校におりますので教科書見たんですけれども、果たしてこんなことを学校で教えることが必要かと思うようなことを、しかも教科書を使

って教えている。教科書会社は喜ぶかもしれませんが、子供は毎日たくさん教科書を肩に背負って通っていますけれども、一、二、三年生くらいで社会科という授業は必要ないんじゃないか。むしろ、読み方、国語あるいは算数、情操教育、体育、そういうものを集中してやる、そのことが必要ではないか。小学校、中学校、高等学校で歴史を教えるにしても、その内容を違ったものを教える、あるいは教え方を要する、そういう

ふうなことを希望しておきます。

それから、ますます時間がなくなりましたけれども、飯島先生が見えておりますので、大学教育の改革のことについてちょっと触れておきたいと思ひます。私自身大学教授でありながら一向に改革しなかったわけですが、改革しないでおいて何を言うかと言われるとそれまでの話ですが、大学と国会くらい保守的なところはない、自己改革が絶対に行われたいと言つても過言ではないくらい非常に保守的なところがあります。国会の問題は我々内部で議論する問題ですけれども、教育の問題、殊に大学、大学で一般教育がございしますね、これのあり方を検討していただきたい。一般教育はそもそも必要なのかどうか。これは高等学校の方との関係もございします。高等学校でもっと徹底して教えた大学で必要課程で必要ないということもございしますが、もし一般教育が必要であるとしても、その科目の整理、三十六単位、これは二十四単位まで減らすこともできるといふことになっていて、大学の中で工夫すればいいんですけれども、しかしこれを改革するということは、それぞれの先生のベステッドインタレストに關係するので実際問題としては非常に難しい。例えば第一外国語なんというのは、私は大部分の学生にとっては時間の浪費ではないかと思うんです。やるんではあるならばもっと徹底的に毎日毎日でもやれば一年間で私は終わると思う。やらないであるならば選択にして、本当にやりたい者だけがそれをやる。これはやろうと思へばできるはずですが、今の大学設置基準の内部でも。しかし、これはドイツ語、フランス語の先生が猛烈に反対するのでなかなかできません。まあ一般教育必要としなくても、今教えているような高等学校で教えていることの繰り返しではなしに、例えば今言いましたような第二外国語も、徹底的にやりたい学生はそれをやるとか、あるいは日本語の作文——アメリカの大学なんかに行きますとイングリッシュコンポジションという科目がございしますけれども、私は最初何のために必要かと思つて

いましたら、最近の日本の学生を考えますと、私は日本語の作文をやったり徹底的に教える必要があるんじゃないかということを感じる次第ですけれども、そういった日本語の作文でありますとか、あるいは哲学史なり文学史なりというふうなものを教えるには教養課程に対して学生が興味を持ってくるんじゃないかと思う。どうも今までの教養課程というのは時間の浪費じゃないか、この時代に大学の教育に対する学習意欲を非常に失ってしまっているんじゃないかということを考えております。そういったことは一例でございます。そのほかにもたくさん大学で改革すべきことはありますけれども、その大学教育の改革について飯島先生から何か御意見があれば伺いたいと思っております。

○参考人(飯島一君) 一般教育に改革が必要であるということについては私も全く同感でございます。それで、現在、一般教育の今までの習慣的な中身をあのままで守るということではなくて、もっと高等教育にふさわしい基礎的な人間素養なり、あるいは学問に対する態度をしっかりとつけさせるということに焦点を置いて、一般教育のあり方を全面的に検討するということに取りかかっております。

それから、大学の改革の問題は、申し上げればもう切りがありませんから省略いたしますが、先生、長いこと大学におられて、大学は保守的であって、到底見込みがないような御感想のようですけれども、私は学問を守るところはある意味で安定して保守的な要素がなければならぬと思っておりますが、改めるべきところは果敢に改めたいかなければならない。それについては、私はまだ希望を持っております。それをぜひ努力してみたいと思っております。

○岡嘉彦君 大いに頑張っていたかと思っております。質問を終わります。どうもありがとうございます。

○委員長(林寛子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。参考人の方々には、御多忙中にもかかわらず本委員会に御出席いただき、貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。また、委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

○委員長(林寛子君) 次に、日本体育・学校健康センター法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。松永文部大臣。

○国務大臣(松永光君) このたび政府から提出いたしました日本体育・学校健康センター法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、臨時行政調査会の答申に沿って、特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場と日本学校健康会を統合し、日本体育・学校健康センターを設立しようとするものであります。その統合の趣旨は、両法人の業務について見ますと、国立競技場は、その設置する体育施設の運営に関する業務を、日本学校健康会は、学校安全及び学校給食に関する業務をそれぞれ行っており、その業務の対象に国民一般と児童、生徒等との違いはありますが、広く国民の体力の向上や健康の保持増進の面で密接な関係を有するものであることにかんがみ、両法人を統合しようとするものであります。

この法律案におきましては、日本体育・学校健康センターに關し、その目的、組織、業務、財務、会計、監督等につきまして所要の規定を設けるとともに、従来の両法人の解散等につきまして規定することといたしております。

その内容の概要は、次のとおりであります。まず第一に、日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、体育施設の運営、児童、生徒等の災害に關する必要な給付、学校給食用物資の供給等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とするものであります。

第二に、日本体育・学校健康センターは、法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事三人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はそれぞれ二年としております。なお、役員数につきましては、行政改革の趣旨に沿って統合の前に比べその数を削減いたしております。また法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、業務の運営に關する重要事項について審議することといたしております。

第三に、日本体育・学校健康センターの業務につきましては、従来の両法人の業務を承継して、(一)その設置する体育施設及び附属施設の運営並びにこれらの施設を利用する体育の振興のための必要な業務、(二)義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に關する災害共済給付、(三)学校給食用物資の買入れ、売り渡しその他供給に關する業務、(四)体育、学校安全及び学校給食に關する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に關する業務

を行うことといたしております。また、この法人は、以上のほか、文部大臣の認可を受けてその目的を達成するため必要な業務を行うことができることとする。これら業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができることといたしております。

なお、災害共済給付事業につきましては、災害共済給付契約、共済掛金、給付基準、学校の管理下における児童、生徒等の災害の範囲、学校の設置者の損害賠償責任に關する免責の特約等に関するし、また、学校給食用物資の供給に關する業務につきましては、売渡価格、供給の制限等に關し、従前と同様の規定を設けることといたしております。

第四に、日本体育・学校健康センターの財務、会計、監督等につきまして、一般の特殊法人の例にならざる限り所要の規定を設けることといたしております。

第五に、従来と同様に保育所の管理下における児童の災害につきましても災害共済給付を行うことができる規定を設けることといたしております。その他日本体育・学校健康センターの設立、国立競技場及び日本学校健康会の解散等につきまして所要の規定を設けることといたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(林寛子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本体育・学校健康センター法案(第百二回国会提出、衆議院継続審査)

日本体育・学校健康センター法案
日本体育・学校健康センター法

目次
第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)

第三章 運営審議会(第十八条・第十九条)

第四章 業務(第二十条・第二十七条)

第五章 財務及び会計(第二十八条・第三十八条)

第六章 監督及び国の補助(第三十九条・第四十二条)

第七章 雑則(第四十三条・第四十九条)

第八章 罰則(第五十条・第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食、食物資の適正円滑な供給その他体育、学校安全及び学校給食の普及充実に資する、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 センターは、文部大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定によりセンターに出資

するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができ、

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 センターでない者は、日本体育・学校健康センターという名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 センターに、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員(の任命))

第十条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員(の任期))

第十一条 役員(の任期)は、二年とする。ただし、補欠の役員(の任期)は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員(の欠格事項))

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員(の解任))

第十三条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員(の兼職禁止))

第十四条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権(の制限))

第十五条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しな

い。この場合には、監事がセンターを代表する。

(職員(の任命))

第十六条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十八条 センターに、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、三十五人以内の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、センターの業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、センターの業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十九条 委員は、センターの業務の運営に関係を有する者及びセンターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 その設置する体育施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用して体育の振興のため必要な業務を行うこと。

二 義務教育諸学校(小学校、中学校又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。以下同じ。))の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。))の管理下における児童又は

生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

三 学校給食用物資（学校給食（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第六十八号）第二条に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。以下同じ。）の買入れ、売渡しの他供給に関する業務を行うこと。

四 体育、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下この号において同じ。）及び学校給食に関する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2 センターは、前項第二号の業務のほか、高等学校（特殊教育諸学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚園を含む。）の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、当該生徒、学生若しくは幼児の保護者又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒、学生若しくは政令で定める者に対し、災害共済給付を行うことができる。

3 センターは、文部大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。
4 センターは、前三項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができる。

（義務教育諸学校の災害共済給付及び免責の特約）
第二十一条 前条第一項第二号の災害共済給付は、義務教育諸学校（第四十三条及び第四十四条を除き、以下「学校」という。）の管理下における児童又は生徒の災害につき、学校の設置者が児童又は生徒の保護者の同意を得て当該児童又は生徒についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童又は生徒の災害の範囲については、政令で定める。
3 第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童又は生徒の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができ。

4 センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定による災害共済給付契約の締結及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。
（共済掛金）
第二十二條 第二十条第一項第二号の災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2 前条第三項の規定により災害共済給付契約に免責の特約を付した場合に、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもつて同項の共済掛金の額とする。

3 センターとの間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該契約に係る児童又は生徒の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。
4 前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童又は生徒の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあつては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によつて納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5 センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。
（学校給食用物資の売渡価格）
第二十三條 センターは、第二十条第一項第三号の規定により学校給食用物資を売り渡す場合の売渡価格を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費（以下「供給に要する経費」という。）の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。
（国の補助がある場合の共済掛金の支払及び売渡価格の算定）
第二十四條 センターが第四十二条第三項の規定により補助金の交付を受けた場合において、公立の学校の設置者が第二十二條第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定により公立の学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしていないときは、センターは、当該政令で定める額を公立の学校の設置者に返還しなければならない。

2 センターは、第四十二条第二項の規定により学校給食用物資の供給に要する経費について補助を受けた場合には、当該学校給食用物資に係る前条第二項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。
（学校給食用物資の供給に関する制限等）
第二十五條 センターは、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

2 センターがその供給に要する経費につき第四十二条第二項の規定による補助を受けて供給する学校給食用物資を買い受け、加工し、又は保管する者は、当該学校給食用物資を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。
（高等学校等の災害共済給付）
第二十六條 第二十条第二項の災害共済給付については、第二十一条及び第二十二條の規定を準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第二十二條第四項中「保護者」とあるのは、「保護者又は生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生」と読み替へるものとする。

（業務方法書）
第二十七條 センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計
（事業年度）
第二十八條 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
（事業計画等の認可）
第二十九條 センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。

らない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第三十条 センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十二条 センターは、災害共済給付に係る経理、免責の特約に係る経理及び学校給食の用に供する物資の供給に係る経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十四条 センターは、文部大臣の認可を受け

て、長期借入金又は短期借入金をすることができ、

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五条 センターは、次の方法による場合を除き、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十六条 センターは、第二十条第一項第三号の業務として行う場合を除き、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲り渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督及び国の補助

(監督)

第三十九条 センターは、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第四十条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所の他の施設若しくはセンターが学校給食用物資を保管する場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣の同意等)

第四十一条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林水産大臣が協議して定めるものに関し、第二十三条第一項、第二十七条第一項又は第二十九条(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林水産大臣の同意を得なければならない。

2 農林水産大臣は、センターに対して、第二十条に規定する業務(学校給食に係るものに限る。次項において同じ。)及びこれに係る資産の状況に関し、報告をさせることができる。

3 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、第二十条に規定する業務に関し、文部大臣に対して、第三十九条第二項の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第四十二条 国は、予算の範囲内において、センターの事務に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定める

ところにより、災害共済給付に要する経費及び学校給食用物資の供給に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

3 国は、公立の学校の設置者が第二十二條第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第七章 雑則

第四十三条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

(損害賠償との調整)
第四十四条 学校の設置者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法その他の法律(以下この条において「国家賠償法等」という。)による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童、生徒、学生又は幼児がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(時効)

第四十五条 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第四十六条 災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第四十七条 租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

(解散)

第四十八条 センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十九条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項、第二十七条第一項、第二十九條、第三十四條第一項、第二項ただし書若しくは第四項又は第三十六條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十七條第二項、第三十六條又は第三十八條の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十一条第一項又は第三十七條の規定による認可をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第五十条 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をしたセンターの役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十九條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第六條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十二條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(センターの設立)

第二条 文部大臣は、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員会を命じて、センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(国立競技場及び日本学校健康会の解散等)

第六条 国立競技場及び日本学校健康会は、センターの成立の時に、解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時に、センターが承継する。

2 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定によりセンターが国立競技場の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに政府から国立競技場に対して出資された額は、センターの設立に際し政府からセンターに出資されたものとする。

5 第一項の規定により国立競技場及び日本学校健康会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七条 前条第一項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で、国立競技場が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び日本学校健康会が日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)附則第六條第一項の規定により権利を承継したもの(同項の規定により解散した旧日本学校給食会又は旧日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに限り)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地(国立競技場又は日本学校健康会が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る)のうち、地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国立競技場又は日本学校健康会が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本体育・学校健康センターという名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 センターの最初の事業年度は、第二十八條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和六十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十九條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(センターに対する便宜の供与)

第十一条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

第十二条 センターは、当分の間、第二十条に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 第二十一条及び第二十二條の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十四条第二項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二條第一項に規定する児童」とする。

る。

(国立競技場法等の廃止)

第十三条 次の法律は、廃止する。

一 国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)

二 日本学校健康会法

(国立競技場法等の廃止に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校健康会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の国立競技場法(第十條及び第十七條を除く。又は日本学校健康会法(第九條及び第十八條を除く。))の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

日本体育・学校健康センター

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

日本体育・学校健康センター

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第 号)

別表第二第一号の表日本学校健康会の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三

日本体育・学校健康センター

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正)

第十六条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)」を「日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第 号)」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第 号)

別表第一第一号の表中国立競技場の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第 号)

号)の一部を次のように改正する。

別表第二中国立競技場の項及び日本学校健康会の項を削り、日本赤十字社の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第 号)

別表第二中国立競技場の項を削り、日本消防検定協会の項の次に次のように加える。

日本体育・学校健康センター

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第 号)

(地方税法の一部改正)

第二十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国立競技場」を「日本体育・学校健康センター」に改める。

第七十二条の五第一項第六号中「日本学校健康会」を削る。

第七十三条の四第一項第十一号中「国立競技場」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 日本体育・学校健康センターが日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第 号)第二十條第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八條第二項第十七号中「国立競技場」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 日本体育・学校健康センターが日本体育・学校健康センター法第二十條第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 昭和六十年一月一日までに取得された前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。))第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、昭和六十年度分までの固定資産税又は都市計画税に限り、なお従前の例による。

2 昭和六十年一月一日までに取得された旧地方税法第五百八十六條第二項第二十八号に掲げる土地(同法第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。))に対して課する特別土地保有税については、昭和六十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税に限り、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行前にされた旧地方税法第五百八十六條第二項第二十八号に掲げる土地(同法第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。))の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

昭和六十年十二月七日印刷

昭和六十年十二月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局